

# 第7期小山市障がい福祉計画及び 第3期小山市障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】



令和6年3月

小山市



## はじめに

小山市では、国が定める基本的指針や「障害者基本計画」に沿い、本市における障がい者施策全般に関わる基本的な理念や方針を定める「第4期小山市障がい者プラン21（令和3年度～令和8年度）」ならびに、その実施計画である「第6期小山市障がい福祉計画及び第2期小山市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、福祉施策を推進しているところです。

昨今では、身体、知的、精神障がいに加え、難病、発達障がい、強度行動障害など障がいの態様は大きく広がり、本市においても、専門的な相談支援体制の整備や、児童の療育支援、障がい者の就労支援等に関するニーズが高まりをみせています。

さらに、障がい者や家族の高齢化により将来を見据えて生活基盤を整えるため、また、家族の介護負担を軽減し社会参加を可能とするため、福祉サービスの利用を望まれる方は増加傾向にあり、今後も利用者やサービス量の増加が予想されます。

このような状況を踏まえ、「田園環境都市おやまビジョン」、「小山市総合計画」を上位計画とし、本市の障がい福祉施策を推進する上で必要なサービス量を見込み、確保するための数値目標や提供方法等を定める「第7期小山市障がい福祉計画及び第3期小山市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を一体的に策定しました。

これからも、市民の皆様が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、市民の皆様や地域で活動する組織・団体等多くの方と連携・協働を図りながら計画を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた方々や、熱心にご審議いただきました「小山市障害者施策推進協議会」ならびに「小山市障害者自立支援協議会」の委員の皆様にご心から御礼申し上げますとともに、今後とも小山市の福祉のまちづくりの推進に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

小山市長

浅野正富







# 目次

## 第1部 総論

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1-1 計画策定の趣旨 .....	3
1-2 計画の位置づけ .....	4
1-3 計画の期間 .....	5
1-4 計画における障がい者の定義.....	5
1-5 法律改正等に伴う策定の主なポイント .....	6
<b>第2章 小山市の障がいのある人を取り巻く状況</b> .....	<b>11</b>
2-1 障害者手帳所持者等の状況 .....	11
<b>第3章 計画の取り組み状況</b> .....	<b>15</b>
3-1 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標と実績 .....	15
3-2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況.....	19

## 第2部 第7期小山市障がい福祉計画及び 第3期小山市障がい児福祉計画

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>27</b>
1-1 計画の趣旨 .....	27
1-2 障がい福祉サービス等の体系.....	28
<b>第2章 計画の目標</b> .....	<b>29</b>
2-1 令和8年度の目標.....	29
<b>第3章 障がい福祉サービス等の見込量とその確保のための方策</b> .....	<b>36</b>
3-1 訪問系サービス.....	36
3-2 日中活動系サービス.....	38
3-3 居住系サービス.....	42
3-4 計画相談支援等.....	44
3-5 障がい児支援.....	47
<b>第4章 地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策</b> .....	<b>50</b>
4-1 理解促進研修・啓発事業.....	51
4-2 自発的活動支援事業.....	51

4-3	相談支援事業等（障がい児者基幹相談支援センター）	51
4-4	成年後見制度利用支援事業	52
4-5	意思疎通支援事業	52
4-6	日常生活用具給付事業	53
4-7	手話奉仕員養成研修事業	53
4-8	移動支援事業	54
4-9	地域活動支援センター事業等	54
4-10	日常生活支援事業	55
4-11	社会参加促進事業	56
4-12	身体障がい者用自動車改造費給付事業	57

### 第3部 計画の推進

1-1	推進体制	61
1-2	役割分担	62
1-3	計画の進行管理	63

### 資料編

資-1	小山市障がい者プラン21（令和3年度～令和8年度）	67
資-2	策定経過	70
資-3	小山市障害者施策推進協議会委員名簿	71
資-4	小山市障害者自立支援協議会委員名簿	72
資-5	アンケート調査結果概要	73
資-6	用語解説	100

# 第1部 総論



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、令和3年3月に策定した「第4期小山市障がい者プラン21（令和3年度～令和8年度）」では、障がいのある人の権利擁護や社会参加、市民の意識啓発など、障がい児・者の施策を推進しています。また、同時に策定した「第6期小山市障がい福祉計画・第2期小山市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」では、障がいのある人の生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障がい児・者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化中、障がいのある人の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は変化しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指しており、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」の考え方が位置付けられ、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指しています。

令和6年3月には、「第6期小山市障がい福祉計画・第2期小山市障がい児福祉計画」の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針等を踏まえ、「第7期小山市障がい福祉計画・第3期小山市障がい児福祉計画（令和6年度～8年度）」を新たに策定します。

## 1-2 計画の位置づけ

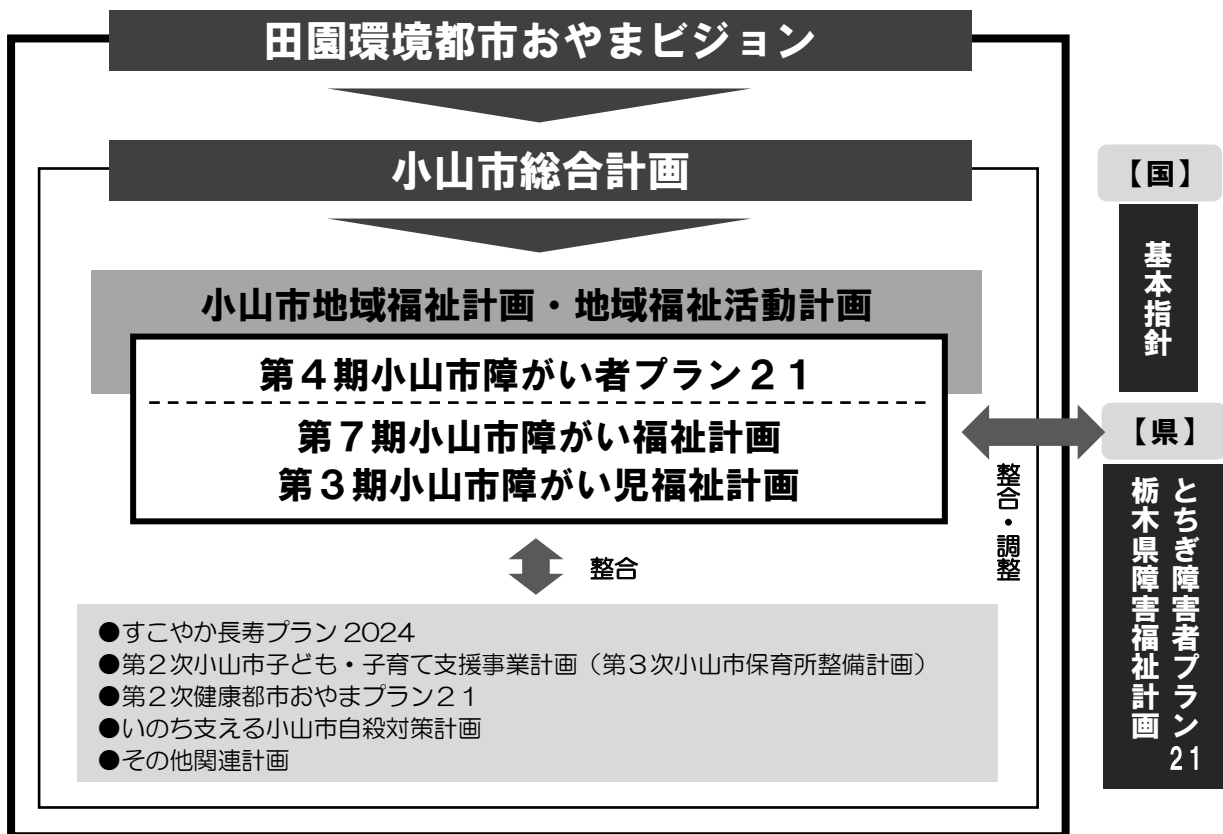
### ●障がい福祉計画【3か年計画】

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき本市の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

### ●障がい児福祉計画【3か年計画】

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい児通所支援や障がい児相談支援等を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「とちぎ障害者プラン21」及び「栃木県障害福祉計画」を基とし、「田園環境都市おやまビジョン<sup>\*</sup>」及び「小山市総合計画」を上位計画として、小山市地域福祉計画等その他関連計画との整合を図りながら、第7期小山市障がい福祉計画・第3期小山市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）を策定し、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する方策を定めるものです。

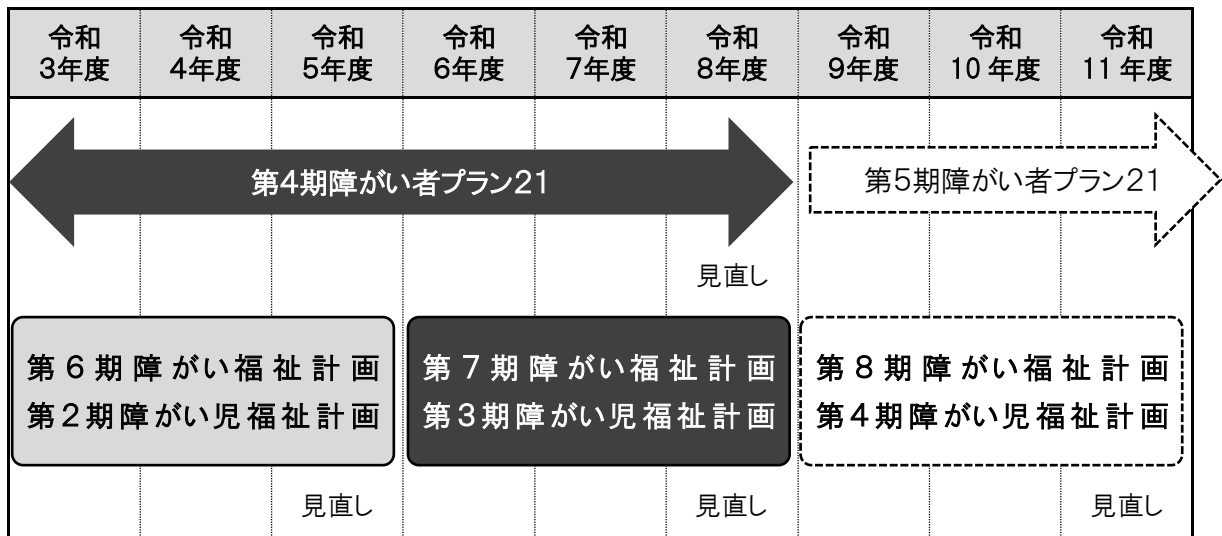


※「田園環境都市おやまビジョン」は令和6（2024）年度策定予定

### 1-3 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、3年ごとの計画策定が国の基本指針により定められています。このため、第7期小山市障がい福祉計画・第3期小山市障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、国においては、国内法令の整備や新たな制度改革の取り組みが一層進められていく予定であることから、計画期間中においても必要に応じて本計画を見直す可能性もあります。



### 1-4 計画における障がい者の定義

本計画における障がい者の定義は、障害者基本法第2条に規定される者を対象とします。平成23年8月に公布・施行された障害者基本法の一部を改正する法律では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいうもの」としており、さらに、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

また、本計画においては、法律等に基づく用語等については「障害」と表記し、それ以外の用語については、「障がい」と表記します。

## 1-5 法律改正等に伴う策定の主なポイント

### (1) 近年の障がい者施策に関わる動向

近年の障がい者施策に関わる主な動向は以下のとおりとなっています。

年	基本的枠組み	障がい者施策関連法
平成23年	●改正障害者基本法 (8月施行)	
平成24年		○障害者虐待防止法(10月施行)
平成25年		◎障害者総合支援法(4月一部施行) ○障害者優先調達推進法(4月施行)
平成26年	●障害者権利条約の 批准	(4月全部施行) ○改正精神保健福祉法(4月一部施行)
平成27年		(1月・7月対象疾病の拡大) ○難病法(1月施行)
平成28年	●障害者差別解消法 (4月施行)	○改正精神保健福祉法(4月全部施行) ○改正障害者雇用促進法(4月施行) ○成年後見制度利用促進法(5月施行) ○改正発達障害者支援法(8月施行)
平成29年		
平成30年		◎改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法 (4月施行)
令和元年		○改正障害者雇用促進法(6・9月一部施行)
令和2年		○改正障害者雇用促進法(4月全部施行)
令和3年	●医療的ケア児支援法 (9月施行)	
令和4年		
令和5年		○改正障害者雇用促進法(4月一部施行) ○改正精神保健福祉法(4月一部施行) ○改正難病法(10月一部施行)
令和6年		◎改正障害者総合支援法(4月施行予定) ○改正障害者雇用促進法(4月全部施行予定) ○改正精神保健福祉法(4月全部施行予定) ○改正難病法(4月全部施行予定)



## (2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る国の基本的な指針における基本的理念

### ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

### ②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。また、各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

### ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

#### ④地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3年4月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

\*\*\*\*\*

- ▶ 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ▶ 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ▶ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

#### ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

## ⑥障がい福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

## ⑦障がい者の社会参加を支える取り組み定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。

## 第2章 小山市の障がいのある人を取り巻く状況

### 2-1 障害者手帳所持者等の状況

#### (1) 身体障害者手帳

本市における令和5年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は4,302人で、総人口に占める割合は2.59%となっています。

年齢別構成比をみると、18歳未満が1.9%、18歳以上65歳未満が30.4%、65歳以上が67.7%となっています。

障がいの部位別構成比でみると、「肢体不自由」が41.2%、「内部障がい・その他」が40.0%、「聴覚・平衡機能障がい」が11.8%となっています。

身体障害者手帳は、最も程度の重い等級が「1級」で、最も軽い等級が「6級」となります。等級別では「1級」が37.0%と最も多く、次いで「4級」が21.7%となっています。

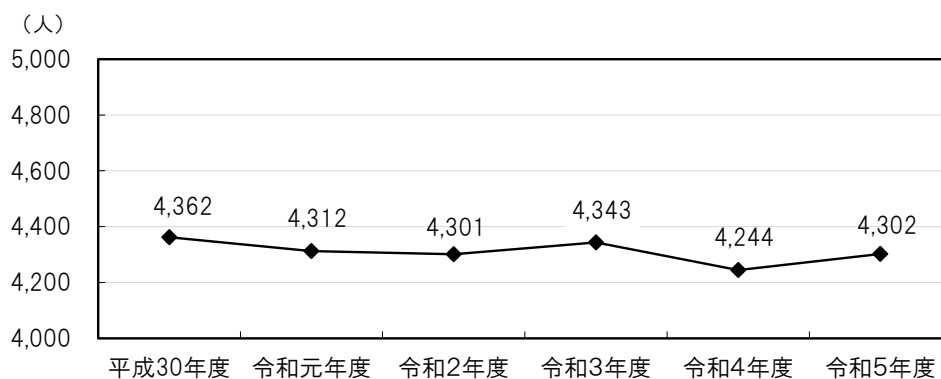
#### ■ 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	167,169	167,453	167,382	167,564	166,406	166,204
身体障害者手帳所持者合計	4,362	4,312	4,301	4,343	4,244	4,302
18歳未満	103	101	91	84	87	81
18歳以上65歳未満	1,408	1,337	1,327	1,320	1,306	1,308
65歳以上	2,851	2,874	2,883	2,939	2,851	2,913
手帳所持者対総人口比率	2.61%	2.58%	2.57%	2.59%	2.55%	2.59%

総人口: 栃木県小山市大字町丁名別世帯数および人口推計  
各年度4月1日現在

#### ■ 身体障害者手帳所持者数の推移



### ■ 障がい部位別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳 所持者合計	4,362	4,312	4,301	4,343	4,244	4,302
視覚障がい	286	269	263	265	259	260
構成比	6.6%	6.2%	6.1%	6.1%	6.1%	6.0%
聴覚・平衡機能障がい	527	513	514	510	495	507
構成比	12.1%	11.9%	12.0%	11.7%	11.7%	11.8%
音声・言語・そしゃく機能障がい	45	43	46	48	45	43
構成比	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%
肢体不自由	1,963	1,901	1,847	1,828	1,781	1,772
構成比	45.0%	44.1%	42.9%	42.1%	42.0%	41.2%
内部障がい・その他	1,541	1,586	1,631	1,692	1,664	1,720
構成比	35.3%	36.8%	37.9%	39.0%	39.2%	40.0%

各年度4月1日現在

### ■ 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳 所持者合計	4,362	4,312	4,301	4,343	4,244	4,302
1級	1,545	1,533	1,380	1,596	1,576	1,592
構成比	35.4%	35.6%	32.1%	36.7%	37.1%	37.0%
2級	747	724	699	711	691	677
構成比	17.1%	16.8%	16.3%	16.4%	16.3%	15.7%
3級	556	566	516	571	566	580
構成比	12.7%	13.1%	12.0%	13.1%	13.3%	13.5%
4級	946	933	1,084	925	898	932
構成比	21.7%	21.6%	25.2%	21.3%	21.2%	21.7%
5級	249	242	289	232	224	225
構成比	5.7%	5.6%	6.7%	5.3%	5.3%	5.2%
6級	319	314	333	308	289	296
構成比	7.3%	7.3%	7.7%	7.1%	6.8%	6.9%

各年度4月1日現在

### ■ 難病等福祉手当受給者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
難病等福祉手当受給者	986	862	884	930	989	1,007

各年度4月1日現在

## (2) 療育手帳

療育手帳の所持者数は、令和5年4月1日現在、1,427人となっています。

療育手帳は、IQ（知能指数）や日常生活動作などを総合的に判断して、「A1（最重度）」、「A2（重度）」、「B1（中度）」、「B2（軽度）」の等級に分けられています。

等級では「B2（軽度）」が534人で最も多く、全体の37.4%、次いで「B1（中度）」が373人で26.1%、「A2（重度）」が347人で24.3%を占めています。

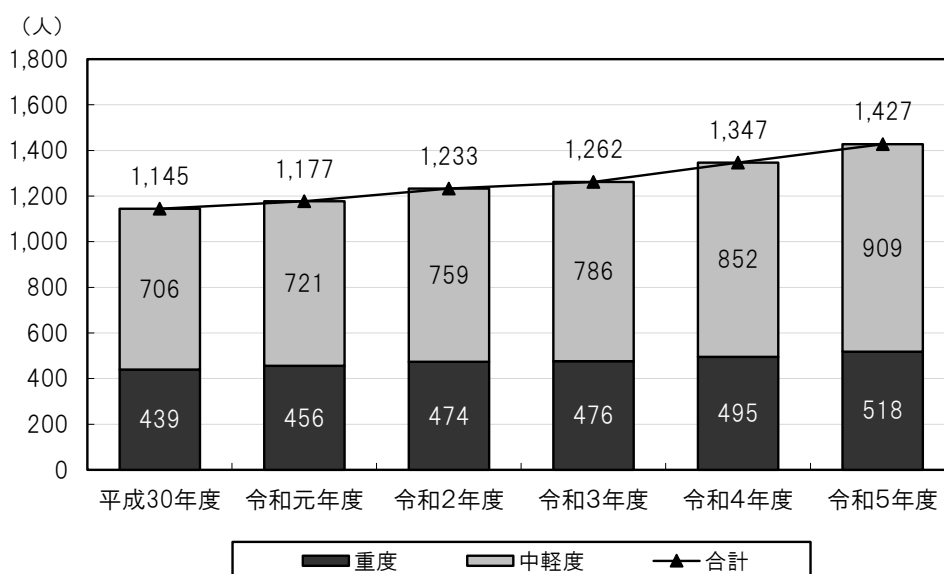
### ■ 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	167,169	167,453	167,382	167,564	166,406	166,204
療育手帳所持者合計	1,145	1,177	1,233	1,262	1,347	1,427
重度	439	456	474	476	495	518
A1(最重度)	136	140	143	145	160	164
A2(重度)	294	307	322	323	327	347
A(最重度・重度)	9	9	9	8	8	7
中軽度	706	721	759	786	852	909
B1(中度)	350	348	346	344	364	373
B2(軽度)	354	371	411	440	486	534
B(中度・軽度)	2	2	2	2	2	2
手帳所持者対総人口比率(%)	0.68%	0.70%	0.74%	0.75%	0.81%	0.86%

総人口：栃木県小山市大字町丁名別世帯数および人口推計各年度4月1日現在

### ■ 療育手帳所持者数の推移



### (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和5年4月1日現在、1,446人となっています。

精神障害者保健福祉手帳には、障がいの重い順に「1級（重度）」、「2級（中度）」、「3級（軽度）」の3段階があります。等級別では「2級（中度）」が818人で全体の56.6%を占めています。

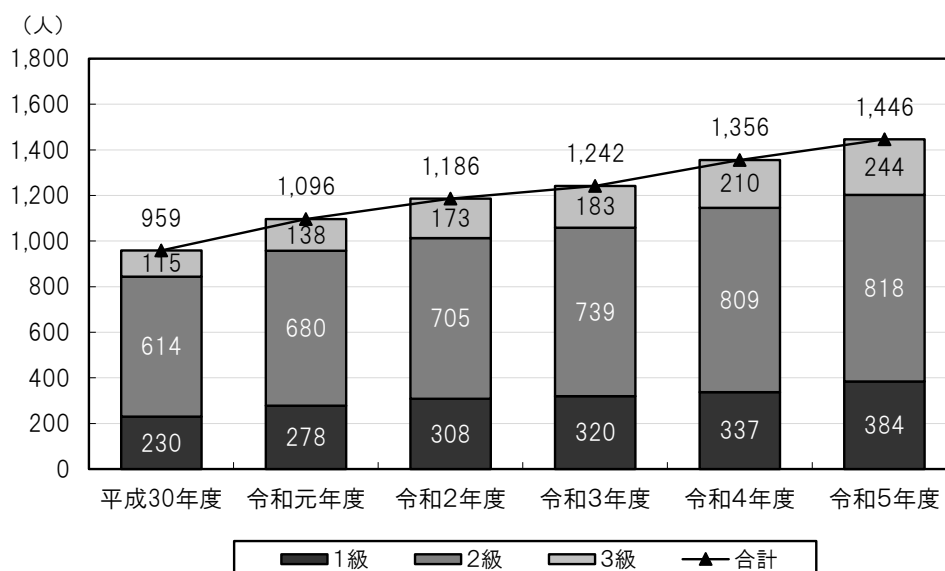
#### ■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	167,169	167,453	167,382	167,564	166,406	166,204
精神障害者保健福祉手帳所持者合計	959	1,096	1,186	1,242	1,356	1,446
1級(重度)	230	278	308	320	337	384
2級(中度)	614	680	705	739	809	818
3級(軽度)	115	138	173	183	210	244
通院公費負担利用者	2,119	2,265	2,394	2,627	2,648	2,722
手帳所持者対総人口比率(%)	0.57%	0.65%	0.71%	0.74%	0.81%	0.87%

総人口: 栃木県小山市大字町丁名別世帯数および人口推計  
各年度4月1日現在

#### ■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移





## 第3章 計画の取り組み状況

### 3-1 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標と実績

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における令和5年度の目標は、国の基本指針を踏まえて設定し、その達成見込みは次のとおりです。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 地域生活移行者数	2人 (1.5%)	1人 (0.76%)	・令和元年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
【目標②】 施設入所者数	132人 (現状維持)	132人 (-)	・施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	3回	・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場に関する見込みを設定
【目標②】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の延べ参加者数	12人	40人	
【目標③】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	
【目標④】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	3人	4人	・各サービスについて、現に利用している精神障がい者の人数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち各サービスの利用が見込まれる者の人数等を勘案し、見込みを設定
【目標⑤】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	
【目標⑥】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	60人	98人	
【目標⑦】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	0人	

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備に関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 地域生活支援拠点数	1 か所	1 か所	・市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、令和5年度末までに少なくとも一つ整備
【目標①】 機能充実にに向けた運用状況の検証及び検討の実施回数	1 回/年	1 回/年	・地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等に関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 一般就労移行者数	12 人 (1.27 倍以上)	14 人 (1.55 倍)	・令和元年度実績の 1.27 倍
【目標②】 就労移行支援事業からの 一般就労移行者数	5 人 (1.00 倍)	5 人 (1.00 倍)	・令和元年度実績の 1.30 倍
【目標③】 就労継続支援A型事業からの 一般就労移行者数	5 人 (1.26 倍以上)	6 人 (2.00 倍)	・令和元年度実績の 1.26 倍
【目標④】 就労継続支援B型事業からの 一般就労移行者数	2 人 (1.23 倍以上)	3 人 (3.00 倍)	・令和元年度実績の 1.23 倍
【目標⑤】 就労定着支援事業の利用割合	7 割以上	50.0%	・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
【目標⑥】 就労定着率が8割以上の 就労定着支援事業所の割合	7 割以上	100.0%	・就労定着支援事業所のうち、令和5年度中の就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 児童発達支援センター数	1 か所	0 か所	・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
【目標②】 保育所等訪問支援提供事業所数	1 か所	2 か所	・令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
【目標③】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援提供事業所数	1 か所	1 か所	・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
【目標④】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス提供事業所数	1 か所	1 か所	・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
【目標⑤】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
【目標⑥】 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	配置済	配置済	・令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

## (6) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援に関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	2 人	0 人	・各取り組みの実施状況や活動状況及び市町村等における発達障がい者等の人数を勘案し、見込みを設定

## (7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 総合的・専門的な 相談支援の実施の有無	実施有	実施有	・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無を見込む
【目標②】 相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な 指導・助言件数	16 件	18 件	(国の考え方) ・地域の相談支援に関する各種件数及び回数を見込みを設定 (市の考え方) ・目標②:基幹相談支援センターの相談支援専門員が、市内指定特定相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所を訪問し、支援状況等について助言する機会を作ります。
【目標③】 相談支援事業者の 人材育成の支援件数	12 件	10 件	・目標③:毎月1回事例検討会を開催し、困難事例に対し、多角的視点で改善点を探る機会を設けます。
【目標④】 相談機関との連携強化の 取り組みの実施回数	30 回	36 回	・目標④:事例検討会を含め、自立支援協議会やその部会、事務局会議の開催や各相談機関等との連携強化の取り組みを行います。

## (8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築に関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 障がい福祉サービス等に 係る研修への市職員の 参加人数	15 人	20 人	・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数の見込みを設定
【目標②】 障がい者自立支援審査支払 等システムによる審査結果を 共有する体制の有無及び 実施回数	体制有 1 回	体制無 0 回	・審査結果を分析・活用し、事業所や近隣自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定

## 3-2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況

「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」において示した成果目標において、令和4年度実績状況から評価を行います。

※【実績達成の凡例】

◎印：計画値の80%以上

○印：計画値の60%以上80%未満

△印：計画値の40%以上60%未満

×印：計画値の40%未満

### (1) 訪問系サービス

訪問系のサービスについては、第6期障がい福祉計画の計画値を上回る実績となっており、在宅で生活する方の重度化、ニーズの多様化によるサービスの提供が理由と考えられます。今後も増加傾向であると考えられます。

	単位	第6期計画値			実績値		実績値/計画値 評価	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	評価
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	利用者数	179	183	187	189	186	101.6%	◎
	利用日数 (月)	4,145	4,427	4,709	3,745	3,404	76.9%	○

### (2) 日中活動系サービス

日中活動系のサービスについては、就労系である就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援が計画値を上回る結果となっており、就労の機会や場の増加、自立に向けた就労の意識が高まっていることが要因と思われます。

また、生活介護及び短期入所（ショートステイ）が計画値を上回る結果となっており、地域生活を支えるサービスであり、介護者の負担軽減や緊急時の対応として、今後も利用者が希望するサービスを安定して提供できるようサービス提供事業所の拡充に努める必要があります。

	単位	第6期計画値			実績値		実績値/計画値 評価	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	評価
(1)生活介護	利用者数	357	362	367	395	411	113.5%	◎
	利用日数 (月)	6,783	6,878	6,973	4,720	4,982	72.4%	○
(2)自立訓練 (機能訓練)	利用者数	2	2	2	1	0	0.0%	×
	利用日数 (月)	24	24	24	1	0	0.0%	×

	単位	第6期計画値			実績値		実績値/計画値 評価	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	評価
(3)自立訓練 (生活訓練)	利用者数	15	15	15	15	17	113.3%	◎
	利用日数 (月)	270	270	270	120	125	46.3%	△
(4)自立訓練 (宿泊型)	利用者数	3	3	3	4	2	66.7%	○
	利用日数 (月)	90	90	90	25	21	23.3%	×
(5)就労移行支援	利用者数	23	24	25	33	31	129.2%	◎
	利用日数 (月)	374	391	408	182	191	48.8%	△
(6)就労継続支援 (A型)	利用者数	120	134	148	192	192	143.3%	◎
	利用日数 (月)	2,160	2,412	2,664	1,648	1,794	74.4%	○
(7)就労継続支援 (B型)	利用者数	271	276	281	338	348	126.1%	◎
	利用日数 (月)	4,878	4,968	5,058	3,524	3,692	74.3%	○
(8)就労定着支援	利用者数	3	4	5	12	13	325.0%	◎
(9)療養介護	利用者数	18	18	18	18	18	100.0%	◎
(10)短期入所 (ショートステイ)	利用者数	40	43	46	64	73	169.8%	◎
	利用日数 (月)	240	258	276	369	323	125.2%	◎

### (3) 居住系サービス

居住系のサービスのうち、共同生活援助（グループホーム）については、事業所の増加に伴い、利用者も増加しています。自立した生活のために今後も利用の増加が予想されます。

施設入所支援については、市内事業所の定員数でほぼ横ばいとなっています。自立生活援助については、市内に事業所がないことから、次期計画では、ニーズも含め必要量の把握に努めます。

	単位	第6期計画値			実績値		実績値/計画値 評価	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	評価
(1)自立生活援助	利用者数	1	1	1	0	0	0.0%	×
(2)共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	155	162	169	188	210	129.6%	◎
(3)施設入所支援	利用者数	131	131	131	139	133	101.5%	◎

#### (4) 計画相談支援等

計画相談支援等については、サービス利用者の増加、ニーズの多様化に伴い、計画値を上回る実績となっており、今後も利用を希望する方の増加が見込まれます。地域移行支援・地域定着支援は、市内のサービス提供体制の整備が必要であると考えられ、今後必要なサービスが提供できるよう体制の強化を図ります。

	単位	第6期計画値			実績値		実績値/計画値 評価	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	評価
(1)計画相談支援	利用日数 (月)	250	260	270	250	261	100.4%	◎
(2)地域移行支援	利用日数 (月)	2	3	4	1	1	33.3%	×
(3)地域定着支援	利用日数 (月)	2	3	4	1	1	33.3%	×
(4)自立支援医療 ①更生医療	受給者数	420	425	430	387	405	95.3%	◎
②育成医療	受給者数	40	40	40	16	13	32.5%	×
③精神通院医療	受給者数	2,634	2,754	2,874	2,627	2,648	96.2%	◎
(5)補装具	給付件数	330	335	340	260	273	81.5%	◎

#### (5) 障がい児支援

障がい児支援については、早期療育につなげる各取り組みにより、児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者が大幅に増加しており、今後も利用の増加が見込まれます。医療型児童発達支援はサービス提供事業所が県内2か所、居宅訪問型児童発達支援は県内1か所と事業所数が限られています。次期計画では、適切な量を見込むとともに、事業所の少ないサービスについては、必要性について把握・検討し、適切なサービスが提供できるよう努めます。

	単位	第6期計画値			実績値		実績値/計画値 評価	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	評価
(1)児童発達支援	利用児数	236	255	274	376	413	162.0%	◎
	利用日数 (月)	1,316	1,404	1,492	2,393	2,874	204.7%	◎
(2)医療型 児童発達支援	利用児数	1	1	1	0	0	0.0%	×
	利用日数 (月)	2	2	2	0	0	0.0%	×
(3)放課後等 デイサービス	利用児数	312	327	342	389	468	143.1%	◎
	利用日数 (月)	4,157	4,481	4,804	4,803	6,246	139.4%	◎

	単位	第6期計画値			実績値		実績値／計画値 評価	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	評価
(4)保育所等 訪問支援	利用児数	1	1	1	2	2	200.0%	◎
	利用日数 (月)	1	1	1	2	2	200.0%	◎
(5)居宅訪問型 児童発達支援	利用児数	1	1	1	1	0	0.0%	×
	利用日数 (月)	2	2	2	4	0	0.0%	×

## (6) 障がい児相談支援

障がい児相談支援については、計画値を上回る実績となっています。次期計画については、適切な量を見込みます。

	単位	第6期計画値			実績値		実績値／計画値 評価	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	評価
(1)障がい児相談 支援	利用児数 (月)	147	158	169	297	329	208.2%	◎

## (7) 地域生活支援事業

障がい者相談支援事業は、市内に設置された基幹相談支援センターにて、現在は相談支援専門員4名の体制にて対応しています。市内において基幹相談支援センターに対する周知も広がっており、利用者のニーズの多様性や複合的な課題を抱える方の増加も続いていることから、今後も相談件数は増加が見込まれます。その他、手話通訳者の派遣数、排せつ管理支援用具の実績数が計画値を上回っており、サービスについての周知が進んでいることが伺えます。実績値が計画値よりも下回った事業も含め、次期計画については適切な量を見込みます。

	単位	第6期計画値			実績値		実績値／計画値 評価	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	評価
(1)障がい者相談 支援事業	延人数	2,280	2,440	2,600	3,008	3,137	128.6%	◎
	実人数	360	380	400	1,151	1,169	307.6%	◎
(2)成年後見制度 利用支援事業	実人数	3	3	3	1	1	33.3%	×
(3)手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	手話通訳者	420	425	430	389	442	104.0%	◎
	要約筆記者	3	3	3	1	0	0.0%	×
(4)手話奉仕員 養成研修事業	修了者数	15	15	15	18	17	107.0%	◎



	単位	第6期計画値			実績値		実績値／計画値 評価	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	評価
(5)日常生活用具 給付事業 (給付件数)	介護・訓練 支援用具	15	15	15	11	13	86.7%	◎
	自立生活 支援用具	20	20	20	24	14	70.0%	○
	在宅療養等 支援用具	25	25	25	6	27	108.0%	◎
	情報・意思 疎通支援用具	25	25	25	20	23	92.0%	◎
	排せつ管理 支援用具	3,300	3,300	3,300	3,971	3,988	120.8%	◎
	居宅生活動作 補助用具	10	10	10	7	5	50.0%	△
(6)移動支援事業	利用者数	40	45	50	42	39	86.7%	◎
	時間／月	170	189	210	142	164	86.8%	◎
(7)地域活動支援 センター事業Ⅱ型	事業所数	1	1	1	1	1	100.0%	◎
	利用者数	20	20	20	16	16	80.0%	◎
(8)地域活動支援 センター事業Ⅲ型	事業所数	1	1	1	1	1	100.0%	◎
	利用者数	25	25	25	15	15	60.0%	○
(9)日中一時支援 事業	実人数	135	140	145	102	93	66.4%	○
	延人数	675	700	725	474	462	66.0%	○
(10)訪問入浴 サービス事業	実人数	8	8	8	6	8	100.0%	◎
	延利用回数	60	60	60	59	68	113.6%	◎
(11)スポーツ・レクリエー ション教室開催事業	実施回数	2	2	2	0	0	0.0%	×
(12)芸術・文化講座 開催等事業	実施回数	1	1	1	0	0	0.0%	×
(13)点字・声の広報 等発行事業	発行回数	12	12	12	12	12	100.0%	◎
(14)身体障がい者用自動 車改造費給付事業	助成件数	4	4	4	5	7	175.0%	◎



**第2部 第7期小山市障がい福祉計画及び  
第3期小山市障がい児福祉計画**



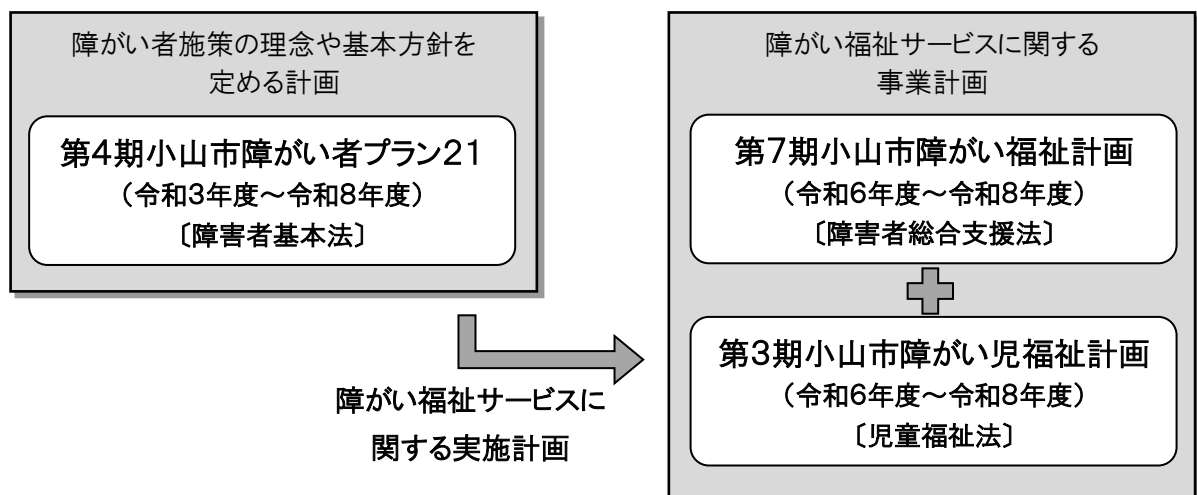
# 第1章 計画の概要

## 1-1 計画の趣旨

障がい福祉計画は、障がいのある方が必要なサービスを安定的に利用できるようにするため、「小山市障がい者プラン21」を基に、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画として、障がい福祉サービス等の必要量を見込むとともに、その確保のための方策を定めるものです。

これは、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、第6期計画が令和5年度で計画期間終了となるため、令和6年度から令和8年度までの3年間の「第7期小山市障がい福祉計画」を策定します。

また、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、令和6年度から令和8年度までの3年間の「第3期小山市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。



### 障害者総合支援法第88条第2項[市町村障害福祉計画において定める事項]

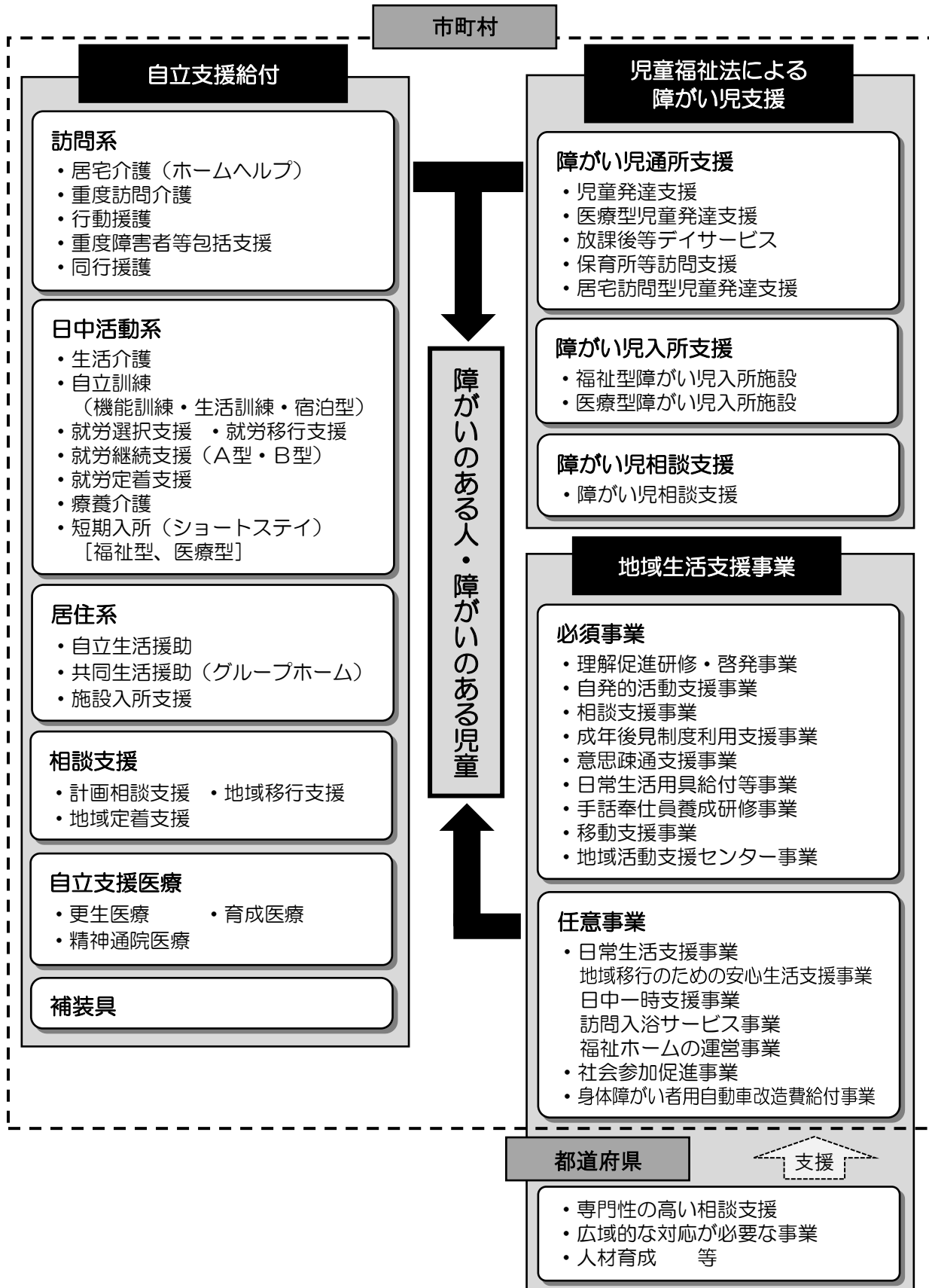
- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

### 児童福祉法第33条の20第2項[市町村障害児福祉計画において定める事項]

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み

## 1-2 障がい福祉サービス等の体系

障がいのある人・障がいのある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。



## 第2章 計画の目標

### 2-1 令和8年度の目標

計画における成果目標は、国の基本指針を踏まえて、令和8年度末を目標年度として設定することになっています。

#### (1) 施設入所から地域生活への移行

令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数のうち、8人（6.0%以上）が地域での生活に移行（施設入所からグループホーム・一般住宅等へ移行）するものとします。

令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末施設入所者数133人より7人（5.0%以上）削減し、126人とします。

#### ■現状

項目	現状	備考
施設入所者数	133人	・令和4年度末時点の利用人員

#### ■目標

項目	目標	国の考え方
【目標①】 地域生活移行者数	8人	・令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
【目標②】 施設入所者数	126人	・施設入所者数を令和4年度末時点から5.0%以上削減

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、令和8年度の保健、医療及び福祉関係者による協議の場について、開催回数を3回、参加者数を40人、目標設定及び評価の実施回数を1回とすることを目標とします。また、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、令和8年度の各種サービスの利用について、地域移行支援の利用者数を5人、地域定着支援の利用者数を2人、共同生活援助の利用者数を100人、自立生活援助の利用者数を1人、自立訓練（生活訓練）の利用者数を1人とすることを目標とします。

■現状／目標

項目	現状 (令和5年度) 実績見込み	目標 (令和8年度)	国の考え方
【目標①】 保健、医療及び福祉関係者 による協議の場の開催回数	3回	3回	・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場に関する見込みを設定
【目標②】 保健、医療及び福祉関係者 による協議の場への関係者 の延べ参加者数	40人	40人	
【目標③】 保健、医療及び福祉関係者 による協議の場における目標 設定及び評価の実施回数	1回	1回	
【目標④】 精神障がい者の地域移行 支援の利用者数	4人	5人	・各サービスについて、現に利用している精神障がい者の人数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち各サービスの利用が見込まれる者の人数等を勘案し、見込みを設定
【目標⑤】 精神障がい者の地域定着 支援の利用者数	1人	2人	
【目標⑥】 精神障がい者の共同生活 援助の利用者数	98人	100人	
【目標⑦】 精神障がい者の自立生活 援助の利用者数	0人	1人	
【目標⑧】 精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)の利用者数	5人	6人	

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備する地域生活支援拠点等については、「令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する」という第5期計画における国の基本指針に基づき、本市では、令和2年度末時点で1か所整備しています。

障がいのある方も安心して地域で生活を送るために、地域が抱える課題に向き合い、地域の方や関係機関と連携しながら、地域それぞれの体制が整うよう今後はその機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行うことを目標とします。

また、強度行動障がいや有する障がい者への支援体制の充実を図るため、支援ニーズ等を把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

令和8年度末の一般就労移行者数を20人とし、そのうち、就労移行支援事業からの一般就労移行者数を3人、就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数を13人、就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数を4人とすることを目標とします。

また、就労支援事業所のうち、就労支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上、就労定着支援事業の利用者数を令和8年度に17人、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。

##### ■現状

項目	現状	備考
一般就労移行者数	9人	・令和3年度に福祉施設を退所して一般就労した者の数
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	2人	・令和3年度に就労移行支援事業から一般就労した者の数
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	4人	・令和3年度に就労継続支援A型事業から一般就労した者の数
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	3人	・令和3年度に就労継続支援B型事業から一般就労した者の数
就労支援事業所のうち、就労支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1箇所	・令和5年4月1日現在
就労定着支援事業の利用者数	12人	・令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業	1箇所	・令和5年4月1日現在

##### ■目標

項目	目標	国の考え方
【目標①】 一般就労移行者数	20人 (2.22倍)	・令和3年度実績の1.28倍
【目標②】 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	3人 (1.50倍)	・令和3年度実績の1.31倍
【目標③】 就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	13人 (3.25倍)	・令和3年度実績の概ね1.29倍
【目標④】 就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	4人 (1.33倍)	・令和3年度実績の概ね1.28倍

項目	目標	国の考え方
【目標⑤】 就労支援事業所のうち、 就労支援事業利用終了者に 占める一般就労へ移行した者 の割合が5割以上の事業所数	1 箇所 (5 割以上)	・就労支援事業所のうち、就労支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする
【目標⑥】 就労定着支援事業の 利用者数	17 人 (1.42 倍)	・令和3年度実績の 1.41 倍
【目標⑦】 就労定着支援事業所のうち、 就労定着率が7割以上の事業	1 箇所 (2 割5分以上)	・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを市内に少なくとも1か所以上設置するとともに、保育所等訪問支援等を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目標とします。

また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、引き続き提供体制を確保しながら支援の充実を図ります。

さらに、医療的ケア児の支援のための協議の場を活用し、関係機関との連携を強化するとともに、医療的ケア児支援のためのコーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。

#### ■ 現状／目標

項目	現状 (令和5年度) 実績見込み	目標 (令和8年度)	国の考え方
【目標①】 児童発達支援センター数	0 箇所	1 箇所	・令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
【目標②】 保育所等訪問支援提供 事業所数	2 箇所	2 箇所	・令和8年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築
【目標③】 重症心身障がい児を支援する 児童発達支援提供事業所数	1 箇所	1 箇所	・令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
【目標④】 重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス 提供事業所数	1 箇所	1 箇所	・令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保

項目	現状 (令和5年度) 実績見込み	目標 (令和8年度)	国の考え方
【目標⑤】 医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	設置	設置	・令和8年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
【目標⑥】 医療的ケア児支援のための コーディネーターの配置	配置済	配置済	・令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

## (6) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等への支援体制を推進するため、発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することを目標とします。

### ■ 現状／目標

項目	現状 (令和5年度) 実績見込み	目標 (令和8年度)	国の考え方
【目標①】 ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者数	0人	9人	・各取り組みの実施状況や活動状況及び市町村等における発達障がい者等の人数を勘案し、見込みを設定
【目標②】 ペアレントメンターの人数	0人	4人	・ペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の人数を勘案し、見込みを設定

## (7) 相談支援体制の充実・強化等

障がい種別が多様化する中、地域における支援相談の中核的な役割を担い、より専門的な相談支援体制を実施するために、基幹相談支援センターを平成30年10月に設置し、令和5年4月1日現在、4名の相談支援専門員が従事しています。

一方、指定特定相談支援事業所は、平成24年に計画相談支援の対象者を、原則障がい福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は一旦増加したものの、近年減少しています。

また、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所や、ニーズの多様化、利用者の抱える問題の複合化により、より専門的な視点による支援が必要な場合も増えています。

これらのことから基幹相談支援センターの取り組みとして、市内の指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所を援助し、相談支援体制の更なる充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することを目標とします。

### ■現状／目標

項目	現状 (令和5年度) 実績見込み	目標 (令和8年度)	国の考え方
【目標①】 基幹相談支援センターの 設置	設置済	設置済	・令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置する
【目標②】 相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な 指導・助言件数	18件	19件	(国の考え方) ・地域の相談支援に関する各種 件数及び回数を見込みを設定 (市の考え方)
【目標③】 相談支援事業者の 人材育成の支援件数	10件	12件	・目標②：基幹相談支援センター の相談支援専門員が、市内指 定特定相談支援事業所及び障 がい児相談支援事業所を訪問 し、支援状況等について助言す る機会を作ります。
【目標④】 相談機関との連携強化の 取り組みの実施回数	36回	36回	・目標③：毎月1回事例検討会を 開催し、困難事例に対し、多角 的視点で改善点を探る機会を設 けます。 ・目標④：事例検討会を含め、自 立支援協議会やその部会、事 務局会議の開催や各相談機関 等との連携強化の取り組みを行 います。

項目	現状 (令和5年度) 実績見込み	目標 (令和8年度)	国の考え方
【目標⑤】 事例検討の実施回数	2回/年	4回/年	(国の考え方) ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行う
【目標⑥】 協議会への参加事業者 (機関)数	15事業者	15事業者	(市の考え方) ・目標⑤：自立支援協議会において、各委員からの地域課題について情報共有し、協議を行います。
【目標⑦】 協議会の専門部会の設置数	3箇所	3箇所	・目標⑥：相談支援事業所、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者により、様々な分野の専門性を活かした協議を図ることで、現状の課題・今後の検討を充実していきます。
【目標⑧】 専門部会の実施回数	9回/年	9回/年	・目標⑦：協議会において、事業展開が必要である判断を基に、専門部会を設置します。 ・目標⑧：各部会の担当者により現在の課題等検討事項を協議し、福祉サービスの充実を図ります。

## (8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念に基づき、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うこと、また障がい福祉サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築を目指します。

### ■ 現状/目標

項目	現状 (令和5年度) 実績見込み	目標 (令和8年度)	国の考え方
【目標①】 障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	20人	20人	・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数の見込みを設定
【目標②】 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及び実施回数	体制無 0回	体制有 1回	・審査結果を分析・活用し、事業所や近隣自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定

## 第3章 障がい福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

障がい福祉サービス等の見込量とその確保のための方策は以下のとおりです。

### 3-1 訪問系サービス

---

訪問系サービスは、自宅や外出の際に介護を伴う支援を行う次に掲げるサービスです。

#### (1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅での入浴や排せつ、食事の介護など、自宅における生活全般にわたる介護サービスを行います。

#### (2) 重度訪問介護

障害支援区分4以上の重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動が著しく困難で、常に介護が必要な人に、自宅における生活全般にわたる介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。

#### (3) 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

#### (4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動が著しく困難で、常に介護が必要な人に、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護等を行います。

#### (5) 重度障害者等包括支援

障害支援区分6で意思疎通に著しい困難がある人のうち、四肢すべてに麻痺があり人工呼吸器による呼吸管理を受けている又は最重度知的障がいである人、及び知的障がい又は精神障がいにより、行動が著しく困難で、常に介護が必要な人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	155	157	155	157	158	159
	時間/月	2,141	2,145	2,122	2,145	2,150	2,155

※時間＝利用量、令和5年度は見込み

■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	利用者数	2	3	3	4	5	6
	時間/月	1,323	903	1,055	1,100	1,200	1,300

※時間＝利用量、令和5年度は見込み

■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	利用者数	23	26	25	26	27	28
	時間/月	269	341	335	340	345	350

※時間＝利用量、令和5年度は見込み

■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用者数	3	3	3	3	3	3
	時間/月	13	15	15	15	15	15

※時間＝利用量、令和5年度は見込み

■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	利用者数	-	-	-	1	1	1
	時間/月	-	-	-	230	230	230

※時間＝利用量、令和5年度は見込み

## 訪問系サービス見込量確保のための方策

- 居宅介護、重度訪問介護等において増加するサービス量に対応するため、障がいの特性に対応できる事業所や人材の確保に努め、サービスの質・量の充実を図ります。
- 相談支援を通じ、障がいのある人の状態や特性に合った適切なサービス利用へとつなげられるよう、相談支援事業所と指定サービス提供事業所、市などの関係機関のネットワーク構築に努めます。

## 3-2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、施設等で昼間の活動を支援する次に掲げるサービスです。

### (1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、身体機能又は生活能力向上のための支援を行います。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	374	392	406	418	430	443
	利用日数 (月)	7,258	7,538	7,863	8,090	8,325	8,567

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

### (2) 自立訓練（機能訓練）

地域での生活を送る上で、身体機能又は生活能力の維持、向上等の支援が必要な人に、障がい者支援施設等又は自宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション等の支援を行います。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	利用者数	1	0	0	1	1	1
	利用日数 (月)	1	0	0	12	12	12

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み



### (3) 自立訓練（生活訓練）

地域での生活を送る上で、身体機能又は生活能力の維持、向上等の支援が必要な人に、障がい者支援施設等又は自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言を行います。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(生活訓練)	利用者数	10	10	17	18	19	20
	利用日数(月)	166	158	135	162	171	180

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

### (4) 自立訓練（宿泊型）

障がい者支援施設等の居室などの設備を使いながら、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間や休日に家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談などの支援を行います。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(宿泊型)	利用者数	4	2	3	4	5	7
	利用日数(月)	25	21	22	30	42	58

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

### (5) 就労選択支援

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするものです。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用者数					30	35

## (6) 就労移行支援

就労を希望する人に、概ね2年間の期間を設定し、一般企業等への就労に向け、生産活動や職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。

### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用者数	15	16	13	16	17	18
	利用日数(月)	240	268	196	240	256	273

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

## (7) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んだ上で、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行います。

### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	利用者数	139	149	154	165	177	190
	利用日数(月)	2,647	2,810	2,898	2,983	3,167	3,362

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

## (8) 就労継続支援（B型）

年齢、心身の状態等の理由により、一般企業等での就労が困難となった人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行います。

### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(B型)	利用者数	293	307	332	339	346	354
	利用日数(月)	5,177	5,391	5,860	6,102	6,215	6,472

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

## (9) 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般企業等に就職した人に、就労の継続を図るために企業や医療機関等との連絡調整を行うとともに、就労に伴う生活面の課題に対し、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数	9	11	9	10	11	12

※令和5年度は見込み

## (10) 療養介護

医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話が必要で、かつ常時介護を必要とする人に、医療機関において必要な支援を行います。

### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数	18	18	18	18	18	18

※令和5年度は見込み

## (11) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	利用者数	29	27	41	44	47	51
	利用日数 (月)	401	347	476	512	550	591

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

## 日中活動系サービス見込量確保のための方策

- 日中活動系サービスの提供体制については、市内をはじめとし、近隣市町にある事業所と情報共有や連携を図り、提供されるサービス内容に大きな偏りが生じないように努めます。また、サービスを必要としている障がいのある方や相談支援事業所に対して事業所の情報を提供し、利用の支援を行います。
- 相談支援を通じ、障がいのある方の状態や特性に合った適切なサービスの利用へとつなげられるよう、相談支援事業所や日中活動系サービス事業所、市などの関係機関のネットワーク構築に努めます。
- 就労支援については、公共職業安定所（ハローワーク）や障がい者就業・生活支援センター、庁内関係各課や関係機関、企業等との連携を図り、施設利用から一般就労に移行できる体制整備に努めます。
- これから就労を希望する障がいのある人はもとより、就業中又は離職後のフォローとしての相談支援体制の充実に努めます。

## 3-3 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等を住まいの場とする次に掲げるサービスです。

### (1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問（助言や医療機関等との連絡調整）や、利用者からの相談・要請に応じた随時の対応（訪問、電話、メール等）により必要なサービスの提供を行います。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

## (2) 共同生活援助（グループホーム）

グループホームは、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	169	190	204	210	215	220

※令和5年度は見込み

## (3) 施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護等の日中活動系サービスを利用している人に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行います。

### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数	129	132	133	131	128	126

※令和5年度は見込み

### 居住系サービス見込量確保のための方策

- 自立生活援助は、市内にサービス提供事業所がないため、サービスの必要性等について検討し、必要な提供体制の構築に努めます。
- 共同生活援助（グループホーム）は自宅での生活が困難となった障がいのある人や、施設を退所して地域への生活に移行する障がいのある人の受け入れ先として、今後も必要性が高まる支援となります。グループホームの提供にあたっては、適切なサービス提供のために関係機関との連携を強め、利用を希望される人が安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- 施設入所支援についても、適切なサービスが提供されるよう関係機関との連携を強め、利用する人が安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、障害支援区分の判定により、サービスを必要とする障がいのある人が利用できるよう努めます。
- 相談支援を通じ、障がいのある人の状態や特性に合った適切なサービス利用へとつなげられるよう、相談支援事業所や指定サービス提供事業所、市などの関係機関のネットワーク構築に努めます。

## 3-4 計画相談支援等

### (1) 計画相談支援

障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がい者の心身の状況や、その置かれている環境等を勘案して、必要となるサービス利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	242	253	249	259	269	280

※令和5年度は見込み、モニタリング実施を含む

### (2) 地域移行支援

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人等に対し、住居の確保等必要な支援を行います。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数	1	0	0	2	3	4

※令和5年度は見込み

### (3) 地域定着支援

居宅において、単身のために地域生活が不安定な人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	利用者数	0	1	0	2	3	4

※令和5年度は見込み

## 計画相談支援等見込量確保のための方策

- 計画相談支援については、複数のサービス利用を必要とする障がいのある方に対して適切な利用計画を提供できるよう、相談支援員の質や事業所の確保に努めます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人のうち、特に支援を要する人や、居宅において単身により地域生活が不安な人に対する支援を図ります。

### (4) 自立支援医療

障がいのある人がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活、社会生活を行うために必要な医療です。医療の内容や支給認定の実施主体は、更生医療及び育成医療は市、精神通院医療は県（受付業務のみ市で実施）となります。

#### ① 更生医療

身体障害者手帳を持っている方（18歳以上）に対して、手術等による障がいの除去・軽減や、機能回復と日常生活の向上を図るための医療費を公費で助成しています。

##### ■ 見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生医療	受給者数	387	405	397	420	425	430

※令和5年度は見込み

#### ② 育成医療

身体に障がいがある、又は現存する疾患を放置すると将来障がいに至ると認められる18歳未満の児童に対して、障がい除去・軽減したりするために必要な医療費を公費で助成しています。

##### ■ 見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
育成医療	受給者数	16	13	13	20	20	20

※令和5年度は見込み

### ③精神通院医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）がある人で通院による精神医療が継続的に必要な症状のある人を対象として、医療費の9割を医療保険と合わせて県が負担しています。利用者の自己負担は原則1割となり、又所得に応じて月の上限額が決められます。

#### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神通院医療	受給者数	2,627	2,648	2,722	2,865	3,016	3,175

※令和5年度は見込み

### (5) 補装具

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすくするための補装具の購入や修理に要した費用を給付します。

#### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補装具	給付件数	260	273	287	301	316	332

※令和5年度は見込み

### その他障がい福祉サービス見込量確保のための方策

○自立支援医療の更新や補装具費については情報の周知を行い、利用の促進を図ります。



## 3-5 障がい児支援

### (1) 障がい児通所支援

#### ① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用児数	306	358	332	359	368	378
	利用日数(月)	1,892	2,376	2,353	2,510	2,544	2,579

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

#### ② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行うサービスです。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	利用児数	0	0	0	1	1	1
	利用日数(月)	0	0	0	2	2	2

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

### ③放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、放課後等デイサービス事業所等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用児数	383	462	529	538	564	591
	利用日数 (月)	4,885	5,757	6,715	6,827	6,991	7,159

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

### ④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うサービスです。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用児数	2	2	2	2	2	2
	利用日数 (月)	2	2	2	2	2	2

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

### ⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を提供するサービスです。

#### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用児数	1	0	0	1	1	1
	利用日数 (月)	4	0	0	2	2	2

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

## (2) 障がい児相談支援

障がいのある児童について、障がい児通所支援サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

### ■見込量（月間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	利用児数	184	205	201	214	222	230

※令和5年度は見込み、モニタリング実施を含む

### 障がい児支援サービス見込量確保のための方策

○障がい児が身近で支援を受けられるよう、ニーズに応じた適切なサービスが提供できる体制の強化に努めます。



## 第4章 地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策

「地域生活支援事業」は、障がい者や障がい児がその能力及び適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、また、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とした事業です。

障害者総合支援法に基づく以下の事業を実施しています。

### ■ 必須事業

1. 理解促進研修・啓発事業
2. 自発的活動支援事業
3. 相談支援事業(障がい児者基幹相談支援センター)
4. 成年後見制度利用支援事業
5. 意思疎通支援事業
6. 日常生活用具給付等事業
7. 手話奉仕員養成研修事業
8. 移動支援事業
9. 地域活動支援センター事業

### ■ 任意事業

10. 日常生活支援事業
  - (1) 地域移行のための安心生活支援事業(地域生活支援拠点)
  - (2) 日中一時支援事業
  - (3) 訪問入浴サービス事業
  - (4) 福祉ホームの運営事業
11. 社会参加促進事業
  - (1) レクリエーション教室開催事業
  - (2) 芸術文化活動振興事業
  - (3) 点字・声の広報等発行事業
12. 身体障がい者用自動車改造費給付事業

## 4-1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある方やその家族、そして地域住民の方に対し、障がいの特性や性質について、理解を深めるための活動や研修等を実施します。

## 4-2 自発的活動支援事業

障がいのある方等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするために、障がいのある方、その家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動を支援します。

## 4-3 相談支援事業等（障がい児者基幹相談支援センター）

障がい種別が多様化する中、障がいのある人とその家族・支援者などの相談に応じ、情報提供や権利擁護のための必要な援助を行うことにより、自立した生活や社会生活を営むことができるような支援を行います。

### （1）基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは、地域における支援相談の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援や成年後見制度利用支援など、総合的に相談支援を行うことを目的とする機関です。

多様化する障がいの特性やニーズに応じ、専門的な相談支援体制を実施するために、平成30年10月から「小山市障がい児者基幹相談支援センター」を設置し、専門の相談員が様々な相談に応じています。

市内の相談支援体制を強化するため、市内の指定特定相談支援事業所や障がい児相談支援事業所への訪問アドバイスを行うとともに、引き続き毎月の事例検討会の開催、高齢福祉分野との連携会議等を実施します。

#### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	延人数	3,008	3,137	3,149	3,161	3,174	3,186
	実人数	1,151	1,169	1,228	1,245	1,262	1,280

※令和5年度は見込み

## 4-4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、知的障がい者や精神障がい者で判断能力が不十分なために、契約などの意思決定が困難であったり、財産の管理ができにくい状況になったりした場合に、成年後見人に判断能力を補ってもらう制度です。

成年後見制度の利用が困難であると認められる人に代わって、市、親族、検察官等は家庭裁判所へ成年後見制度の利用申立てをすることができます。また、成年後見制度の利用に要する費用や後見人の報酬を助成します。

### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	実人数	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

## 4-5 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人等に、無料で手話通訳者、又は要約筆記者を派遣しています。

### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	手話通訳者	389	442	490	516	543	571
	要約筆記者	1	0	1	3	3	3

※令和5年度は見込み

## 4-6 日常生活用具給付事業

障がいのある方が、自立した日常生活が送れるように、日常生活の便宜を図るための用具の給付を行います。

### ■見込量（年間）

		単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	給付件数	11	13	15	15	15	15
	自立生活支援用具	給付件数	24	14	20	20	20	20
	在宅療養等支援用具	給付件数	6	27	30	30	30	30
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	20	23	25	25	25	25
	排せつ管理支援用具	給付件数	3,971	3,988	4,005	4,010	4,020	4,030
	居宅生活動作補助用具	給付件数	7	5	7	7	7	7

※令和5年度は見込み

## 4-7 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者と対面で話のできる手話ボランティア（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）を育成するため、平成20年度から手話の基礎講習会を開催しています。講習会終了後、希望者に試験を行い、小山市手話通訳派遣制度の登録通訳者として認定します。

### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	18	17	16	16	16	16

※令和5年度は見込み

## 4-8 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等、社会参加のための外出が円滑にできるよう移動の支援を提供します。

### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数	42	39	39	44	49	56
	時間/月	142	164	166	186	196	208

※令和5年度は見込み

## 4-9 地域活動支援センター事業等

地域活動支援センターでは、創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を図り、障がいのある方の地域での生活を支援しています。地域活動支援センターⅡ型を医療法人、Ⅲ型をNPO法人に委託して実施しています。

※Ⅱ型とは、雇用や就労が難しい方に対し、機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービスも提供します。

※Ⅲ型とは、地域で障がい者支援を行ってきた実績のある団体等が実施するものです。

### ■見込量（年間）

		単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	Ⅱ型	事業所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数	16	16	16	20	20	20
	Ⅲ型	事業所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数	15	15	16	20	20	20

※令和5年度は見込み



## 4-10 日常生活支援事業

### (1) 地域移行のための安心生活支援事業（地域生活支援拠点）

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」も見据え、どのような障がいがあっても、地域で安心して暮らすための支援体制を整えることで、自らが選んだ地域で暮らしていけるような支援を行うことを目的とした事業です。

平成30年10月から「小山市地域生活支援拠点」を設置し、グループホーム等を利用した緊急時の受け入れや、地域での一人暮らしに向けた宿泊体験、その他障がい福祉サービスの体験利用など、地域の実情に応じた支援体制づくりを進めています。

今計画では、地域に暮らす障がいのある方について、毎日の暮らしの状況の状況や、相談できる支援者の有無、将来への不安感、緊急時の避難体制に関する聞き取り調査を推進し、誰もが安心して生活できるように基盤整備に努めます。

また、障がい、高齢、教育分野の行政や支援機関、医療機関、民生委員児童委員など地域の支援者で構成する連携会議を開催し、地域づくりに努めるとともに、包括的な連携体制の強化に努めます。

#### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問(聞き取り)調査件数	人数	94	145	179	221	272	336
支援会議	回数	17	18	17	18	18	18
支援者養成講座	回数	3	3	3	3	3	3

※令和5年度は見込み

### (2) 日中一時支援事業

家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がいのある方が日中に活動する場を提供します。

#### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実人数	102	93	96	100	104	108
	利用日数(月)	474	462	479	497	497	515

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

### (3) 訪問入浴サービス事業

医学的な理由により、外出や通所施設の利用が制限されている方で、身体、家族及び住宅設備等の理由により、自宅において入浴することが困難な方を対象として、介護職員等が自宅に訪問し、入浴のサービスを行う事業です。

#### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実人数	6	8	9	9	9	9
	利用日数(月)	59	68	78	87	91	96

※利用日数(月)=月の延利用(見込)日数、令和5年度は見込み

### (4) 福祉ホームの運営事業

福祉ホームは、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な身体障がいのある方に対し、居室その他の設備及び日常生活に必要な支援を提供する施設です。

福祉ホームを利用する方に対し、利用料の一部を支援しています。

## 4-11 社会参加促進事業

### (1) レクリエーション教室開催事業

障がいのある方の交流やスポーツの普及促進を図るため、親子水泳教室等を開催します。

#### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション教室開催事業	実施回数	0	0	1	2	2	2

※令和5年度は見込み

## (2) 芸術文化活動振興事業

障がいや障がいのある方に対する理解と認識を深めることを目的に、障がいのある方が制作した作品などの発表の場を設けます。

### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
芸術文化活動振興事業	実施回数	0	0	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

## (3) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な人に、点字や声による広報おやまを発行し、必要な情報を提供します。

### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行事業	発行回数	12	12	12	12	12	12

※令和5年度は見込み

## 4-12 身体障がい者用自動車改造費給付事業

普通自動車、小型自動車又は軽自動車で四輪以上のものを、身体障がい者自らが運転しやすいように制動装置等を改造する費用の一部を負担します。

### ■見込量（年間）

	単位	第6期計画[実績]			第7期計画[見込み]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者用自動車改造費給付事業	助成件数	5	7	5	7	7	7

※令和5年度は見込み

## 地域生活支援事業見込量確保のための方策

- 市福祉課、小山市障がい児者基幹相談支援センター及び小山市地域生活支援拠点での相談支援体制の充実を図るとともに、障がい者支援施設をはじめ、高齢者分野や医療関係機関、民生委員等とも連携・協力し、身近な地域で気軽に相談できるような体制や、地域で安心して暮らすための相談支援体制の更なる整備を進めます。
- 小山市障がい児者基幹相談支援センターは、多様な障がい種別に対して、包括的な相談支援、地域移行・地域定着の促進、就労支援、権利擁護等を実施します。
- 小山市地域生活支援拠点は、障がい者等の地域生活を推進し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供するため、地域で暮らす障がいのある方のニーズを把握し、事業の機能強化を図ります。
- 事業の内容や申請及び利用方法等について、小山市ホームページ、広報誌等を活用し、わかりやすい説明に努め、必要なサービスが提供できるよう広報活動を強化します。また、福祉課窓口での小山市障がい者福祉ガイドの無料配布を継続して行います。



## 第3部 計画の推進



## 1 - 1 推進体制

---

### (1) 関係機関・団体との連携強化

障がい福祉施策を推進するにあたっては、行政のみならず、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等関係機関との協働体制が大変重要となります。このため、これら関係機関・団体等との連携を強化し、地域福祉活動の基盤となる体制の整備を進めます。

### (2) 地域社会の理解の促進

計画の推進にあたっては、障がいや障がいのある人に対する住民相互及び地域社会の理解が不可欠であることから、共に生き、共に参加する暮らしやすいまちづくりに向けた啓発・広報活動を進めます。

### (3) 自立支援協議会の活用

障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用の関係者及び関係団体、関係機関により構成される自立支援協議会については、障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関相互の連絡を図る必要があります。このため、自立支援協議会においては、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等との連携を図るとともに、適切な相談支援体制の在り方や関係機関のネットワーク構築等に関する検討・協議を行うなど、その活用に向けた取り組みを進めます。

また、「障がい福祉計画」を策定するにあたっては、自立支援協議会の意見を聴くように努めます。

### (4) 国・県・近隣市町との連携強化

障がいのある人を取り巻く問題の複雑化や多様化の進む中、近隣の市町をはじめ、障害保健福祉圏域での広域対応や県との連携を図ることにより、充実した事業の実施体制の整備・確保に努める必要があります。

## 1 - 2 役割分担

---

### (1) 県の役割

県は、広域的な立場から、施設、事業所等の適正配置の調整や障害保健福祉圏域間の調整、先導的施策の誘導、市が行うことが困難な広域的・専門的取り組みを行うとともに、市や民間団体、事業所等が行う福祉的活動への支援を積極的に行います。

### (2) 市の役割

市民に一番身近な立場から、常にニーズを的確に把握し、地域生活を支援するため、きめ細かで公正かつ平等なサービスが提供できるよう努めます。

また、今あるサービスが、本来必要なサービスかどうか見極めをしていくとともに、社会情勢に合わせて真に必要なサービスについては、市独自の取り組みを積極的に行います。

そのため、行政だけでなく市民を含む関係機関・民間団体を巻き込んでの保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供できる基盤整備を進めていきます。

### (3) 本人や家族の役割

障がいのある人もない人も地域の中で共に支え合うまちづくりを推進していくために、障がいを持つ当事者や家族も、福祉の受け手であると同時に担い手であるという認識をもって、それぞれの立場でできることを積極的に取り組みます。

### (4) 施設や団体の役割

障がいのある人を支援する施設や事業所等は、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応した障がい福祉サービス等の提供体制を整え、るとともに、行政や関係機関等と連携しながら、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

### (5) 地域や民間の役割

障がいのある人もない人も地域の中で共に支え合うまちづくりを推進していくために、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指し、地域や民間企業等の一人ひとりが、障がいや障がいのある人を正しく理解し、それぞれの立場でできることを積極的に取り組みます。



## 1 - 3 計画の進行管理

### (1) 計画におけるPDCAサイクル

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、点検・評価を行います。

PDCAサイクルとは、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施するマネジメント手法です。

#### ■ 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ図

##### 基本 指針

障がい福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

##### ● 計画（Plan）

基本指針に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める

##### ● 改善（Action）

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の見直し等を実施

改善（Action）

計画（Plan）

実行（Do）

評価（Check）

##### ● 実行（Do）

計画の内容を踏まえ、事業を実施する

##### ● 評価（Check）

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う

中間評価の際には、自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表する

活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う

### (2) 点検・評価結果の反映

計画の点検・評価を行い、必要な見直しを施策に反映させ、目標の達成に向けた取り組みを進めます。



# 資料編



## 資－1 小山市障がい者プラン2.1 (令和3年度～令和8年度)

### 1-1 計画の基本理念

計画の基本理念は、前計画の基本理念である「共に歩み、支えあい、誰もが住みやすい小山」を踏襲し、更なる推進を図ります。

すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会に向けて、障がいのある人もない人も、共に支え合って暮らす地域づくりに取り組みます。

また、障がいのある人が、個性や能力を十分に発揮して、その人らしく生活が送れるよう、障がい者の日常生活や自立を支える社会基盤及び活動の場づくりを進めます。

さらに、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づいた生活環境整備を推進していきます。

#### 基本理念

**共に歩み、支えあい、誰もが住みやすい小山**



## 1 - 2 計画の基本目標

次の5つを基本目標として掲げ、計画の推進を図ります。

### 基本目標1 共に生きることの理解を深めるために

障がいのある人もない人も共に人間としての尊厳や権利が尊重され、自立や社会生活のあらゆる場面に参加できるよう、市民一人ひとりが障がいへの理解を深めるとともに、地域で支えあう地域福祉のまちづくりを推進し、地域共生社会の実現を目指します。

#### 基本目標1に該当する開発目標



### 基本目標2 一人ひとりに対応した療育を進めるために

乳幼児期における障がいの早期発見とともに、障がいのある児童が、一人ひとりの障がい特性や発達に合わせて能力や可能性が伸ばせるよう、保健・医療・福祉・教育、就労等の連携による一貫した支援が受けられる体制づくりと、その家族に対する支援の充実を図ります。

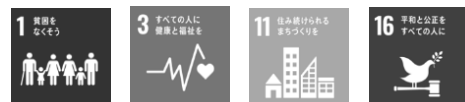
#### 基本目標2に該当する開発目標



### 基本目標3 身近な地域での暮らしを支えるために

障がい者が住み慣れた地域で生涯を通じて安心して暮らせ、自立した生活を総合的に支援するため、障がい者やその家族の高齢化等も見据えながら、地域生活を支える保健・医療・福祉サービスの連携により、安心して生活できる地域生活の場の充実を図ります。

#### 基本目標3に該当する開発目標



### 基本目標4 自分らしく地域社会で活動するために

障がい者が生きがいややりがいを感じながら、生き生きと豊かに自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、文化・芸術・スポーツなどの余暇活動の充実や社会参加活動の促進とともに、一人ひとりの能力や適性を生かして可能な限り仕事を持ち、継続して働けるよう、一般就労や福祉的就労への支援の充実を図ります。

#### 基本目標4に該当する開発目標



### 基本目標5 安心して暮らせるまちをつくるために

障がい者が社会的な障壁を感じることなく、安全に安心して、そして快適に暮らすことができるよう公共施設・住宅等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えに基づく生活環境整備を推進するとともに、地域において日常的な見守り活動や災害時等における安否確認・避難誘導ができる体制づくりの充実を図ります。

#### 基本目標5に該当する開発目標



# 1 - 3 施策の体系



## 資-2 策定経過

年月日	項目	主な内容
令和5年 6月2日	第1回 小山市障害者自立支援協議会	・計画の策定について ・アンケート調査実施等について
7月10月 ～ 8月10日	アンケート調査実施	・対象：令和5年4月1日時点の 障害者手帳所持者等 1,000名 (無作為抽出) ・方法：郵送による配布・回収 ・回答数：348票(回答率 34.8%)
7月21日	第2回 小山市障害者自立支援協議会 (書面)	・現状や動向について ・計画骨子等の説明について
9月22日	第3回 小山市障害者自立支援協議会	・アンケート調査結果について ・計画(素案)等の説明について
11月13日	第4回 小山市障害者自立支援協議会	・計画(素案)修正箇所等の説明について
11月20日	第1回 小山市障害者施策推進協議会	・計画策定について ・計画策定進捗について
12月5日 ～令和6年 1月5日	パブリックコメントの実施	・計画(素案)に対する市民意見の募集
令和6年 1月31日	第2回 小山市障害者施策推進協議会	・パブリックコメント結果について ・計画(案)について
1月26日	第5回 小山市障害者自立支援協議会	・パブリックコメント結果について ・計画(案)について



## 資-3 小山市障害者施策推進協議会委員名簿

順番	区分	氏名	所属機関又は団体名	肩書
1	学識経験者	イセ マサアキ 伊勢 正明	白鷗大学	教授
2		シノダ サナエ 篠田 早苗	小山市民生委員・児童委員協議会	副会長
3	施設関係	サイトウ マサコ 齋藤 正子	花見ヶ岡学園	施設長
4		タカハシ コウジ 高橋 孝次	サンフラワー療護園	部門長
5		オグラ フミオ 小倉 文男	特定非営利活動法人小山そよかぜ	理事長
6	障がい者及び事業に従事する者福祉に関する者	セイノ エミコ 清野 恵美子	小山地区精神保健福祉会	事務局
7		シモジョウ マサアキ 下城 勝昭	小山市聴覚障害者協会	会長
8		ナガキ セイショウ 永木 清昭	栃木県視覚障害者福祉協会小山支部	会長
9		サイトウ カズコ 齋藤 和子	小山市手をつなぐ育成会	会長
10		コヤノ キョウコ 小谷野 京子	小山市身体障害児者父母の会	会長
11		マツムラ スガコ 松村 管子	小山市身体障害者福祉会連合会	会長
12	関係行政機関	ホサカ マキ 保坂 麻紀	栃木県立国分寺特別支援学校	校長
13		コバヤシ マサキ 小林 正樹	ハローワーク小山	所長
14		アイコ ユウイチ 相子 有一	栃木県県南健康福祉センター	所長
15		シマダ セキオ 嶋田 積男	小山市議会民生常任委員長	議員

## 資-4 小山市障害者自立支援協議会委員名簿

番号	区分	氏名	所属機関又は団体名	備考
1	学識経験者	渡辺 純一	とちぎ障がい者相談支援専門員協会 会長	会長
2	指定相談支援事業所者	柴田 将紀	小山市障がい児者基幹相談支援センター	
3		大嶋 奈央子	栃木県障害者相談支援協働コーディネーター	
4	指定障害福祉サービス事業者	山岡 尚人	地域生活支援拠点 管理者 (社会福祉法人パステル)	
5		高橋 孝次	社会福祉法人 洗心会 (障がい者部門 部門長)	
6		小倉 文男	特定非営利活動法人 小山そよかぜ (理事長・施設長)	副会長
7		山崎 定治	一般社団法人 ソーシャルファームおやま (相談支援専門員)	
8	保健・医療関係者	野原 恵	栃木県南健康福祉センター (地域保健部健康支援課 主査)	
9		山本 文代	社会福祉法人 小山市社会福祉協議会 (事業福祉係 主査)	
10		小藪江 一代	医療法人 アスミス (わくわく訪問看護ステーションおやま管理者)	
11	教育・雇用関係機関	野中 幸治	栃木県立国分寺特別支援学校教諭 (進路指導主事)	
12		梁島 和由	障害者就業・生活支援センター「めーぷる」 (主任就業支援担当)	
13		青木 文子	小山市教育委員会 学校教育課 スクールソーシャルワーカー	
14	障がい者関係団体	川崎 順子	小山市手をつなぐ育成会(会計)	
15	障がい者等及びその家族	望月 真理子	精神福祉手帳保持者(カルミア小山職員)	

## 資－５ アンケート調査結果概要

### ５－１ 調査概要

「小山市障がい福祉計画・小山市障がい児福祉計画」策定のための障がい者実態調査（アンケート）の概要は以下のとおりです。

#### （１）調査の目的

本調査は、「第６期小山市障がい福祉計画・第２期小山市障がい児福祉計画」の計画期間が令和５年度で終了するため、新たな「小山市障がい福祉計画・小山市障がい児福祉計画」の策定に向けて、障がいのある方の生活実態や意識、ご意見・ご要望などを把握し、その基礎資料とすることを目的とする。

#### （２）調査の対象

令和５年４月１日時点の障害者手帳等所持者等１,０００名を無作為抽出

内訳	・身体障害者手帳取得者	１９６名
	・療育手帳取得者	１３９名
	・精神障害者保健福祉手帳取得者	２０４名
	・自立支援医療（精神通院）受給者証取得者	１６１名
	・特定疾患医療受給者証取得者	６３名
	・児童通所支援利用者	１３６名
	・６５歳以上福祉サービス利用者	１０１名

#### （３）調査の方法

- 郵送による配布・回収

※本人記入方式（本人が記入できない場合は家族及び支援者）

#### （４）調査の期間

- 令和５年７月１０日～令和５年８月１０日

#### （５）回収結果

配布数	回答数	回答率
１,０００票	３４８票	３４.８％

## 5-2 調査結果の主な概要

<b>■市民の障がいへの理解について</b>	
【関連設問：問 50・問 51・問 70】	
<p>○「障がい」に対する市民の理解や地域の社会的支援については、進んできているが全体の3割強、どちらともいえないが6割強、後退してきているが1割強となっています。</p> <p>○本市の障がい福祉を充実させるために特に力を入れていく必要があると思うものとして、障がいや障がいのある人への理解を促進するための普及・啓発が全体の約5割で上位に挙げられています。</p> <p>○「障がい」に対する市民の理解を深めるため、学校等における福祉教育の充実、障がい者への就労や生産活動の機会の提供などが求められています。</p>	
計画における	P71:1-(1) 障がいのある人への理解の促進
関連箇所	P71:3-(4) 様々な障がい特性等への支援
<b>■地域の共生社会について</b>	
【関連設問：問 24・問 25】	
<p>○地域社会における共生について、あまり進んでいない、進んでいないが全体の約5割となっており、近隣・地域の人にどのような支援をしてもらいたいかについては、災害や急病などの緊急時の支援、話し相手・情報提供、日常的な安否確認の声かけが求められています。</p>	
計画における	P71:1-(2) 地域共生社会・地域福祉の推進
関連箇所	P71:5-(2) 防災・防犯対策の推進
<b>■差別の解消について</b>	
【関連設問：問 47・問 48・問 49】	
<p>○障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある、少しあるが全体の約6割となっており、差別や嫌な思いをした場所については学校・職場、外出先との回答が多くなっています。</p> <p>○障害者差別解消法については、全体の7割強が名前も内容も知らないと回答しています。</p>	
計画における	P71:1-(1) 障がいのある人への理解の促進
関連箇所	P71:1-(2) 地域共生社会・地域福祉の推進
<b>■権利擁護について</b>	
【関連設問：問 52・問 53】	
<p>○成年後見制度については、全体の約4割が名前も内容も知らない、約3割が名前を聞いたことがあるが、内容は知らないと回答しています。また、約3割が今は必要ないが将来は活用したいと回答しています。</p>	
計画における	P71:1-(2) 地域共生社会・地域福祉の推進
関連箇所	P71:3-(3) 包括的な支援体制の整備

■介護者について	
【関連設問：問7・問39】	
○介助者の約3割が65歳以上と介助者が高齢化しているとともに、日常生活で困っていることでは、健康上の不安や経済的な不安との回答が多くなっています。	
計画における 関連箇所	P71:3-(1) 施設等から地域への移行促進 P71:3-(3) 包括的な支援体制の整備 P52:4-3 相談支援事業等

■地域生活移行について	
【関連設問：問20・問21】	
○現在の生活について、全体の約8割が家族と暮らしており、将来の地域生活については、全体の約7割が家族と暮らしたいと回答しています。また、2割強が一般の住宅で一人暮らしやグループホーム、福祉施設などでの生活を考えています。	
計画における 関連箇所	P71:3-(1) 施設等から地域への移行促進 P71:3-(2) 地域生活の場の確保 P43:3-3 居住系サービス

■地域定着について	
【関連設問：問21・問22】	
○地域で生活するためには、経済的な負担の軽減、相談対応等の充実、障がい者に適した住居の確保、必要な在宅サービスが適切に利用できることの順で支援が求められています。	
計画における 関連箇所	P71:3-(1) 施設等から地域への移行促進 P71:3-(2) 地域生活の場の確保 P43:3-3 居住系サービス

■外出について	
【関連設問：問26・問27・問28・問29】	
○全体の5割強が毎日外出しており、同伴者は父母、祖父母、兄弟姉妹が3割強となっています。外出の主な目的としては、買い物、通勤・通学・通所、医療機関への受診が多くなっています。	
○外出の際に困ることについては、困った時にどうすればいいのか心配、公共交通機関が少ない、外出にお金がかかるとの回答が多く、その他に、発作など突然の身体の変化が心配、周囲の目が気になるなどの回答も多くなっています。	
計画における 関連箇所	P71:4-(1) 社会参加の促進 P71:5-(1) ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくり P55:4-8 移動支援事業

■就労について	
【関連設問:問 31・問 32・問 33・問 34・問 70】	
○勤務形態については、全体の5割強が正職員、約3割がパート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員となっており、就労が定着するために必要な支援については、職場の障がい者に関する理解、職場の上司や同僚に障がいの理解があること、短時間勤務や勤務日数等の配慮、通勤手段の確保が求められています。	
○本市の障がい福祉を充実させるために特に力を入れていく必要があると思うものとして、就労に向けた支援の充実と雇用の促進が全体の3割強となっています。	
計画における 関連箇所	P71:4-(2) 雇用の促進と就労の支援 P38:3-2 日中活動系サービス (就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援)

■サービスの利用意向について	
【関連設問:問 38】	
○3年以内に利用したいサービスとしては、計画相談支援、就労継続支援、生活介護、就労移行支援、就労定着支援への回答が多くなっています。	
計画における 関連箇所	P36:3-1 訪問系サービス P38:3-2 日中活動系サービス P43:3-3 居住系サービス P45:3-4 計画相談支援等

■障がい児支援について	
【関連設問:問 35・問 38】	
○今後の進路や将来について、周囲の友だちとの関係、費用など経済的な負担、通園・通学生活での本人の成長、通園・通学の送迎、先生の指導の仕方などに不安を感じています。	
○子どもが3年以内に利用したいサービスとしては、障害児相談支援や放課後等デイサービス、児童発達支援が求められています。	
計画における 関連箇所	P71:2-(1) 乳幼児期・就学期の療育体制の充実 P71:2-(2) 家族支援体制の充実 P48:3-5 障がい児支援

■相談支援・情報提供について	
【関連設問:問 40・問 41・問 43・問 44・問 70】	
○相談相手や福祉サービス等に関する情報の入手方法は、家族や親せき、かかりつけの医師や看護師、友人・知人が多いですが、障がいサービス利用者の約6割がどのようなサービスを利用できるのかわからないと回答しています。	
○相談の方法としては、どんな相談にも対応できる総合窓口、電話やFAXでの相談、電子メールでの相談などが求められています。	
○本市の障がい福祉を充実させるために特に力を入れていく必要があると思うものとして、相談窓口や情報提供の充実が全体の約5割となっています。	
計画における 関連箇所	P71:3-(1) 施設等から地域への移行促進 P71:3-(3) 包括的な支援体制の整備 P52:4-3 相談支援事業等

■基幹相談支援センターについて	
【関連設問：問 60・問 61・問 63】	
○小山市障がい児者基幹相談支援センターについて、全体の7割強が名前も内容も知らないと回答しており、利用したことがある人は1割未満となっています。今後の利用希望については、7割強がわからないと回答しています。	
○地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、計画を推進する上でも重要な機関と捉え、周知や利用促進、相談体制の強化が必要となります。	
計画における 関連箇所	P71:1-(2) 地域共生社会・地域福祉の推進 P71:3-(1) 施設等から地域への移行促進 P71:3-(3) 包括的な支援体制の整備

■地域生活支援拠点について	
【関連設問：問 65・問 66・問 68】	
○小山市地域生活支援拠点について、全体の約8割が名前も内容も知らないと回答しており、利用したことがある人は1割未満となっています。今後の利用希望については、約7割がわからないと回答しています。	
○今後の障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、周知や利用促進、緊急時の対応強化が必要となります。	
計画における 関連箇所	P71:3-(2) 地域生活の場の確保 P71:3-(3) 包括的な支援体制の整備

■災害時の避難について	
【関連設問：問 54・問 55・問 56・問 57・問 58】	
○災害時における一人での避難が難しく、近所に助けてくれる人がいない方も多く、また、避難場所での設備(トイレ等)や生活環境が不安、投薬や治療が受けられない、安全なところまで迅速に避難することができないと感じています。	
○災害に対しての備えについては、全体の約5割が特にないと回答しています。	
計画における 関連箇所	P71:1-(2) 地域共生社会・地域福祉の推進 P71:5-(2) 防災・防犯対策の推進

■感染症対策について	
【関連設問：問 59】	
○新型コロナウイルスの流行により、日常生活を送る上で困った点については、全体の約3割が必要な外出ができなかったと回答しています。また、2割強がマスクや消毒液等が手に入らなかったと回答しています。新型コロナウイルス感染症は、感染法上の位置付けが2類相当から5類感染症に移行しましたが、感染症の流行拡大といった脅威は続いていることから、引き続き、感染症対策として、衛生用品の提供体制の確保や介助者が感染した場合の対応強化が必要となります。	
計画における 関連箇所	P71:3-(3) 包括的な支援体制の整備

## 5-3 調査の結果

### (1) はじめにあなた(手帳をお持ちのご本人)についておたずねします。

問1 調査に回答されるのはどなたですか。

単位: %

	全体 n=318	身体障がい n=121	療育 n=74	精神障がい n=83	難病 n=41
ご本人(この調査票が郵送された宛名の方)	62.9	72.7	24.3	79.5	70.7
本人のご家族	33.3	23.1	66.2	18.1	24.4
家族以外の介助者	3.8	4.1	9.5	2.4	4.9

問2 あなたの性別をお答えください。

単位: %

	全体 n=338	身体障がい n=124	療育 n=74	精神障がい n=89	難病 n=47
男	56.2	57.3	55.4	51.7	44.7
女	43.2	42.7	44.6	47.2	55.3
回答しない	0.6	0.0	0.0	1.1	0.0

問3 あなたの年齢はおいくつですか。

単位: %

	全体 n=341	身体障がい n=126	療育 n=76	精神障がい n=89	難病 n=48
18歳未満	14.7	4.8	23.7	1.1	14.6
18歳～19歳	1.2	0.0	2.6	1.1	0.0
20歳～29歳	10.0	4.8	23.7	9.0	4.2
30歳～39歳	13.5	11.9	13.2	20.2	8.3
40歳～49歳	17.9	15.9	9.2	25.8	25.0
50歳～59歳	19.6	30.2	13.2	24.7	20.8
60歳～64歳	14.7	20.6	1.3	12.4	25.0
65歳～69歳	4.4	5.6	5.3	4.5	2.1
70歳～74歳	3.2	4.8	6.6	1.1	0.0
75歳以上	0.9	1.6	1.3	0.0	0.0

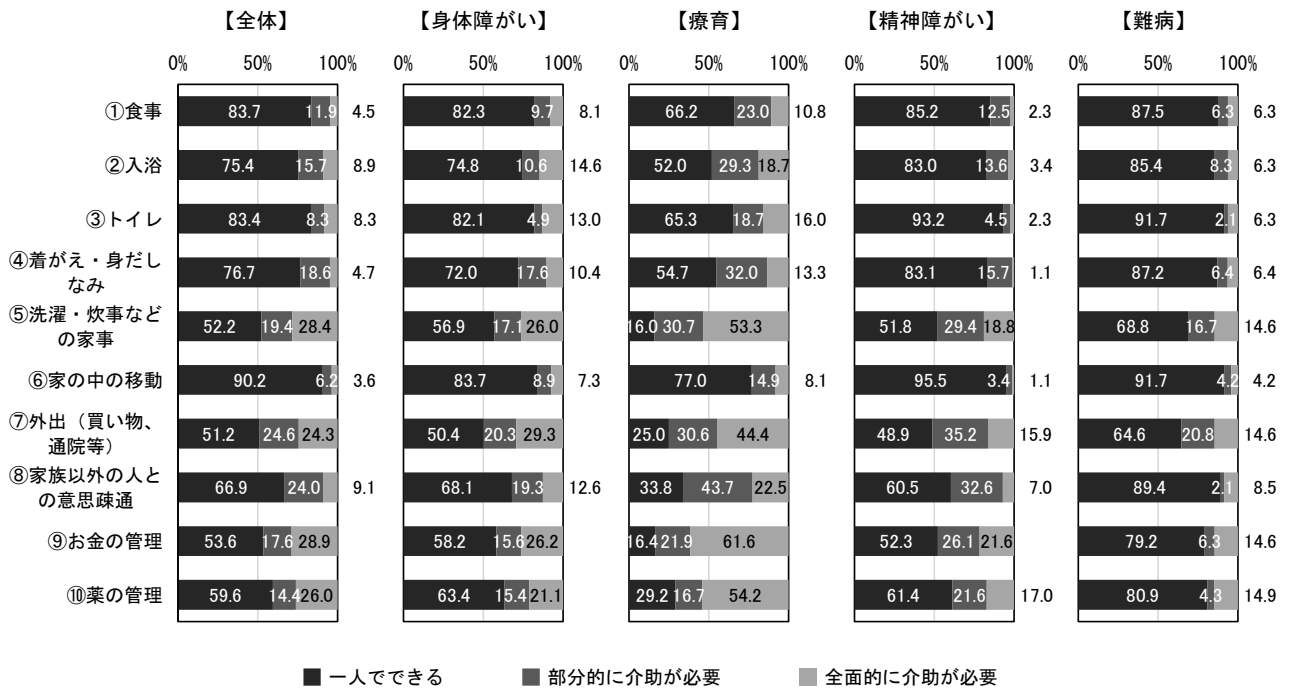
問4 現在、一緒に暮らしている人は誰ですか。[複数選択]

単位: %

	全体 n=341	身体障がい n=127	療育 n=76	精神障がい n=88	難病 n=48
父母・祖父母・兄弟姉妹	49.6	33.9	73.7	45.5	39.6
配偶者(夫または妻)	28.2	30.7	2.6	19.3	50.0
子ども	17.6	18.1	1.3	14.8	39.6
その他	7.3	11.8	5.3	10.2	4.2
施設等で暮らしている	6.5	6.3	14.5	6.8	4.2
いない(一人で暮らしている)	13.5	22.0	3.9	20.5	10.4



問5 日常生活において、次のことをどのようにしていますか。



【問5で「部分的に介助が必要」、「全面的に介助が必要」と答えた方】

問6 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。

	全体 n=194	身体障がい n=68	療育 n=66	精神障がい n=57	難病 n=19
父母・祖父母・兄弟姉妹	66.5	50.0	81.8	59.6	52.6
配偶者（夫または妻）	11.9	14.7	0.0	14.0	21.1
子ども	5.7	10.3	0.0	10.5	10.5
ホームヘルパーや施設の職員	26.8	38.2	27.3	31.6	15.8
その他の人（ボランティア等）	3.1	7.4	1.5	1.8	10.5

単位：%

【問6で「父母・祖父母・兄弟姉妹」、「配偶者（夫又は妻）」、「子ども」と答えた方】

問7 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢

	全体 n=152	身体障がい n=46	療育 n=54	精神障がい n=42	難病 n=15
14歳～29歳	4.6	2.2	3.7	7.1	0.0
30歳～39歳	14.5	6.5	7.4	4.8	20.0
40歳～49歳	18.4	17.4	16.7	16.7	20.0
50歳～64歳	32.9	43.5	42.6	26.2	20.0
65歳以上	29.6	30.4	29.6	45.2	40.0

単位：%

## ②性別

単位：%

	全体 n=154	身体障がい n=46	療育 n=54	精神障がい n=43	難病 n=15
男	20.8	26.1	13.0	32.6	26.7
女	77.9	71.7	87.0	62.8	73.3
回答しない	1.3	2.2	0.0	4.7	0.0

## ③健康状態

単位：%

	全体 n=154	身体障がい n=46	療育 n=54	精神障がい n=43	難病 n=15
よい	31.2	26.1	24.1	23.3	40.0
ふつう	54.5	56.5	59.3	51.2	53.3
よくない	14.3	17.4	16.7	25.6	6.7

問8 あなたが生活していく上での収入（お金）は、次のうちどれですか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=338	身体障がい n=125	療育 n=76	精神障がい n=89	難病 n=47
勤め先の給与・賃金	26.9	26.4	18.4	15.7	36.2
施設・作業所などの工賃	9.8	8.8	19.7	15.7	2.1
年金（障害年金含む）	46.4	65.6	60.5	59.6	19.1
手当（特別障害者手当など）	6.2	10.4	14.5	4.5	4.3
生活保護費	5.9	4.8	5.3	10.1	4.3
事業・財産収入（自営業・家賃収入など）	2.1	3.2	0.0	1.1	2.1
家族の収入や仕送り	40.5	30.4	42.1	32.6	51.1
その他	5.3	8.8	2.6	9.0	4.3

## (2) あなたの障がいの状況についてお聞きします。

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

単位：%

	全体 n=323	身体障がい n=128	療育 n=66	精神障がい n=82	難病 n=48
1級	15.8	39.8	12.1	11.0	18.8
2級	13.9	35.2	16.7	19.5	6.3
3級	3.7	9.4	0.0	4.9	4.2
4級	3.4	8.6	0.0	0.0	6.3
5級	0.9	2.3	0.0	0.0	0.0
6級	1.9	4.7	1.5	0.0	2.1
持っていない	60.4	0.0	69.7	64.6	62.5

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。

単位：%

	全体 n=95	身体障がい n=95	療育 n=14	精神障がい n=13	難病 n=15
視覚障がい	11.6	11.6	7.1	7.7	6.7
聴覚障がい	12.6	12.6	0.0	7.7	0.0
盲ろう(視覚障がいと聴覚障がいの重複)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障がい	1.1	1.1	0.0	0.0	0.0
肢体不自由(上肢)	3.2	3.2	7.1	0.0	0.0
肢体不自由(下肢)	24.2	24.2	21.4	7.7	20.0
肢体不自由(体幹)	13.7	13.7	50.0	0.0	26.7
内部障がい(上記以外)	33.7	33.7	14.3	76.9	46.7

問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。

単位：%

	全体 n=305	身体障がい n=111	療育 n=77	精神障がい n=68	難病 n=45
A1判定	5.2	9.9	20.8	1.5	6.7
A2判定	6.2	4.5	24.7	0.0	0.0
B1判定	7.9	2.7	31.2	0.0	0.0
B2判定	5.9	0.9	23.4	4.4	4.4
知的障がいがあるが手帳を持っていない	0.7	0.9	0.0	0.0	0.0
持っていない	74.1	81.1	0.0	94.1	88.9

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

単位：%

	全体 n=323	身体障がい n=123	療育 n=69	精神障がい n=89	難病 n=46
1級	5.6	7.3	2.9	20.2	0.0
2級	17.3	13.8	1.4	62.9	10.9
3級	4.6	2.4	1.4	16.9	2.2
持っていないが、自立支援医療(精神通院)を受給している	11.1	9.8	8.7	0.0	0.0
持っていない	61.3	66.7	85.5	0.0	87.0

問13 あなたは難病(指定難病)の認定を受けていますか。

単位：%

	全体 n=336	身体障がい n=125	療育 n=74	精神障がい n=88	難病 n=49
受けている	14.6	14.4	6.8	6.8	100.0
受けていない	85.4	85.6	93.2	93.2	0.0

問14 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。

単位：%

	全体 n=332	身体障がい n=122	療育 n=73	精神障がい n=86	難病 n=47
ある	24.7	14.8	52.1	30.2	6.4
ない	75.3	85.2	47.9	69.8	93.6

問15 あなたは高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。

単位：%

	全体 n=335	身体障がい n=122	療育 n=74	精神障がい n=87	難病 n=49
ある	3.6	8.2	5.4	3.4	2.0
ない	96.4	91.8	94.6	96.6	98.0

【問15で「ある」と答えた方】

問16 その関連障がいをお答えください。[複数選択]

単位：%

	全体 n=11	身体障がい n=10	療育 n=4	精神障がい n=3	難病 n=1
視覚障がい	9.1	10.0	25.0	0.0	0.0
聴覚障がい	9.1	10.0	0.0	0.0	0.0
盲ろう(視覚障がいと聴覚障がいの重複)	9.1	0.0	25.0	0.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障がい	36.4	30.0	50.0	33.3	0.0
肢体不自由(上肢)	18.2	20.0	25.0	0.0	0.0
肢体不自由(下肢)	27.3	30.0	25.0	33.3	0.0
肢体不自由(体幹)	36.4	40.0	50.0	0.0	100.0
内部障がい(上記以外)	18.2	20.0	25.0	66.7	0.0

問17 あなたは強度行動障がいと言われたことはありますか。

単位：%

	全体 n=334	身体障がい n=120	療育 n=75	精神障がい n=84	難病 n=49
ある	4.5	10.8	6.7	10.7	2.0
ない	95.5	89.2	93.3	89.3	98.0

問18 あなたは現在、医療的ケアを受けていますか。

単位：%

	全体 n=311	身体障がい n=115	療育 n=68	精神障がい n=81	難病 n=43
受けている	32.2	38.3	29.4	39.5	39.5
受けていない	67.8	61.7	70.6	60.5	60.5

【問18で「受けている」と答えた方】

問19 あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください。[複数選択]

単位：%

	全体 n=97	身体障がい n=41	療育 n=19	精神障がい n=31	難病 n=17
気管切開	1.0	2.4	0.0	0.0	0.0
人工呼吸器(レスピレーター)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吸入	2.1	4.9	5.3	0.0	5.9
吸引	1.0	2.4	5.3	0.0	5.9
胃ろう・腸ろう	4.1	7.3	5.3	0.0	0.0
鼻腔経管栄養	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中心静脈栄養(IVH)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
透析	9.3	22.0	0.0	0.0	11.8
カテーテル留置	4.1	7.3	5.3	0.0	0.0
ストマ(人工肛門・人工膀胱)	1.0	2.4	0.0	0.0	5.9
服薬管理	64.9	41.5	78.9	80.6	52.9
その他	23.7	26.8	15.8	25.8	35.3

(3) 住まいや暮らしについてお聞きします。

問20 あなたは現在どのように暮らしていますか。

単位：%

	全体 n=344	身体障がい n=128	療育 n=75	精神障がい n=89	難病 n=49
一人で暮らしている	12.2	20.3	2.7	18.0	10.2
家族と暮らしている	76.5	64.8	82.7	67.4	83.7
グループホームで暮らしている	4.1	3.1	6.7	7.9	2.0
福祉施設(障がい者支援施設・高齢者支援施設)で暮らしている	2.3	3.9	6.7	0.0	0.0
病院に入院している	2.6	4.7	0.0	5.6	4.1
その他	2.3	3.1	1.3	1.1	0.0

問21 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。

単位：%

	全体 n=336	身体障がい n=123	療育 n=76	精神障がい n=87	難病 n=49
一般の住宅で一人暮らしをしたい	13.4	17.9	5.3	20.7	10.2
家族と一緒に生活したい	70.2	63.4	68.4	56.3	75.5
グループホームなどを利用したい	5.4	4.9	11.8	11.5	2.0
福祉施設(障がい者支援施設・高齢者支援施設)で暮らしたい	4.5	6.5	11.8	2.3	0.0
その他	6.5	7.3	2.6	9.2	12.2

## 問22 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=320	身体障がい n=118	療育 n=71	精神障がい n=85	難病 n=45
在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	12.8	19.5	9.9	15.3	13.3
障がい者に適した住居の確保	33.4	45.8	49.3	42.4	24.4
必要な在宅サービスが適切に利用できること	30.9	36.4	32.4	32.9	22.2
生活訓練等の充実	22.8	16.9	29.6	31.8	11.1
経済的な負担の軽減	73.1	68.6	67.6	71.8	77.8
相談対応等の充実	44.4	43.2	47.9	49.4	31.1
地域住民等の理解	24.1	21.2	35.2	22.4	15.6
情報の取得利用や意思疎通についての支援	21.9	21.2	32.4	23.5	13.3
その他	5.9	6.8	4.2	4.7	6.7

## 問23 あなたは、近隣・地域の人とどの程度のつきあいをしていますか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=342	身体障がい n=126	療育 n=75	精神障がい n=88	難病 n=49
会ったときにあいさつをかわす	74.3	73.8	54.7	70.5	79.6
世間話をする	19.3	17.5	6.7	8.0	32.7
一緒に外出したりする	6.7	4.8	10.7	4.5	8.2
お互いの家を訪問する	3.5	1.6	1.3	0.0	6.1
相談を聞いてもらう	3.2	0.8	4.0	2.3	4.1
地域の活動やイベントと一緒に参加する	10.5	9.5	5.3	2.3	18.4
その他	2.6	4.0	4.0	2.3	0.0
特につきあいはない	21.3	20.6	41.3	26.1	14.3

## 問24 あなたは、「地域社会における共生」（地域で暮らす人がお互いのことを大切に、支え合うこと）について、どの程度進んでいると思いますか。

単位：%

	全体 n=341	身体障がい n=125	療育 n=76	精神障がい n=87	難病 n=49
かなり進んでいる	2.1	4.0	1.3	2.3	0.0
少しは進んでいる	13.2	13.6	10.5	12.6	10.2
あまり進んでいない	24.0	24.0	17.1	25.3	26.5
進んでいない	24.9	30.4	34.2	31.0	24.5
わからない	35.8	28.0	36.8	28.7	38.8

問25 あなたは、近隣・地域の人にどのようなことを支援してもらいたいと思いますか。  
[複数選択]

単位：%

	全体 n=337	身体障がい n=123	療育 n=76	精神障がい n=85	難病 n=49
日常的な安否確認の声かけ	18.4	17.1	25.0	16.5	18.4
話し相手、情報提供	19.6	19.5	21.1	28.2	16.3
外出した先での声かけや手伝い	11.3	11.4	22.4	11.8	10.2
ちょっとした家事の手伝い	5.9	5.7	3.9	10.6	8.2
短時間の子どもの預かり	3.3	2.4	2.6	3.5	0.0
災害や急病などの緊急時の支援	31.2	36.6	42.1	30.6	18.4
民生委員など地域の人との関係づくり	13.6	17.1	18.4	17.6	8.2
特になし	37.7	39.8	30.3	24.7	51.0
何もしてほしくない	12.5	10.6	5.3	24.7	8.2
その他	3.3	1.6	2.6	3.5	0.0

#### (4) 日中活動や就労についてお聞きします。

問26 あなたは1週間にどの程度外出しますか。

単位：%

	全体 n=338	身体障がい n=124	療育 n=75	精神障がい n=87	難病 n=47
毎日外出する	53.3	46.8	57.3	33.3	53.2
一週間に数回外出する	31.1	33.1	28.0	43.7	27.7
めったに外出しない	10.9	12.1	10.7	16.1	17.0
まったく外出しない	4.7	8.1	4.0	6.9	2.1

【問26で「毎日外出する」、「一週間に数回外出する」、「めったに外出しない」と答えた方】

問27 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。

単位：%

	全体 n=279	身体障がい n=98	療育 n=64	精神障がい n=66	難病 n=42
父母・祖父母・兄弟姉妹	33.0	18.4	60.9	21.2	16.7
配偶者(夫または妻)	9.3	10.2	0.0	7.6	16.7
子ども	3.6	4.1	0.0	9.1	4.8
ホームヘルパーや施設の職員	7.9	15.3	15.6	3.0	4.8
その他の人(ボランティア等)	0.4	0.0	1.6	0.0	0.0
一人で外出する	45.9	52.0	21.9	59.1	57.1

【問 26 で「毎日外出する」、「一週間に数回外出する」、「めったに外出しない」と答えた方】

問28 あなたはどのような目的で外出することが多いですか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=313	身体障がい n=111	療育 n=71	精神障がい n=78	難病 n=44
通勤・通学・通所	56.9	44.1	69.0	46.2	54.5
訓練やリハビリに行く	8.0	10.8	8.5	11.5	4.5
医療機関への受診	51.4	60.4	43.7	59.0	63.6
買い物に行く	67.4	75.7	50.7	69.2	81.8
友人・知人に会う	17.3	21.6	11.3	11.5	29.5
趣味やスポーツをする	12.8	12.6	7.0	6.4	20.5
グループ活動に参加する	5.4	7.2	7.0	3.8	4.5
散歩に行く	27.5	36.0	29.6	32.1	11.4
その他	5.4	5.4	2.8	11.5	2.3

問29 外出するときに困ることは何ですか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=298	身体障がい n=112	療育 n=70	精神障がい n=82	難病 n=39
公共交通機関(電車やバス)が 少ない(ない)	32.2	33.0	27.1	35.4	33.3
電車やバスの乗り降りが困難	11.1	17.9	15.7	8.5	12.8
道路や駅に階段や段差が多い	14.1	24.1	8.6	6.1	17.9
切符の買い方や乗換えの方法が わかりにくい	12.4	8.0	21.4	13.4	15.4
外出先の建物の設備が不便(通路、 トイレ、エレベーターなど)	15.8	25.9	25.7	9.8	25.6
介助者が確保できない(見つからない)	4.7	8.9	5.7	6.1	5.1
外出にお金がかかる	32.2	35.7	34.3	41.5	43.6
周囲の目が気になる	18.5	18.8	20.0	29.3	15.4
発作など突然の身体の変化が心配	22.1	24.1	21.4	34.1	23.1
困ったときにどうすればいいのかが心配	33.6	28.6	37.1	45.1	23.1
その他	15.8	17.9	11.4	9.8	12.8



問30 あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

単位：%

	全体 n=322	身体障がい n=113	療育 n=76	精神障がい n=78	難病 n=46
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	25.2	23.9	11.8	15.4	39.1
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
専業主婦(主夫)をしている	6.5	8.0	0.0	5.1	15.2
福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型、B型も含む)	17.7	17.7	43.4	21.8	2.2
病院などのデイケアに通っている	1.9	0.9	0.0	7.7	0.0
リハビリテーションを受けている	0.3	0.9	0.0	0.0	0.0
自宅で過ごしている	24.2	29.2	13.2	32.1	15.2
入所している施設や病院等で過ごしている	5.3	8.8	6.6	9.0	4.3
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0.9	0.9	0.0	1.3	0.0
特別支援学校(小中高等部)に通っている	3.7	4.4	15.8	0.0	6.5
一般の高校、小中学校に通っている	6.5	0.9	6.6	2.6	10.9
幼稚園、保育所、障がい児通園施設などに通っている	5.3	0.9	1.3	1.3	0.0
その他	2.5	3.5	1.3	3.8	6.5

【問30で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と答えた方】

問31 どのような勤務形態で働いていますか。

単位：%

	全体 n=81	身体障がい n=27	療育 n=9	精神障がい n=12	難病 n=18
正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	53.1	40.7	22.2	33.3	55.6
正職員で短時間勤務などの障がいに対する配慮がある	4.9	7.4	0.0	8.3	0.0
パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	28.4	29.6	77.8	41.7	27.8
自営業、農林水産業など	9.9	11.1	0.0	8.3	11.1
その他	3.7	11.1	0.0	8.3	5.6

【問30で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選択した18～64歳の方】

問32 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

単位：%

	全体 n=121	身体障がい n=54	療育 n=28	精神障がい n=47	難病 n=15
したい	46.3	40.7	32.1	53.2	66.7
したくない	13.2	13.0	10.7	10.6	6.7
できない	40.5	46.3	57.1	36.2	26.7

問33 収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

単位：%

	全体 n=201	身体障がい n=84	療育 n=38	精神障がい n=62	難病 n=34
すでに職業訓練を受けている	10.4	11.9	18.4	12.9	8.8
職業訓練を受けたい	39.8	35.7	39.5	50.0	38.2
職業訓練は受けたくない、受ける必要はない	49.8	52.4	42.1	37.1	52.9

問34 あなたは、障がい者の就労支援や就労が定着するための支援として、どのようなことが必要だと思いますか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=291	身体障がい n=114	療育 n=65	精神障がい n=83	難病 n=38
通勤手段の確保	44.7	46.5	52.3	50.6	39.5
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	19.6	27.2	20.0	14.5	26.3
短時間勤務や勤務日数等の配慮	50.2	51.8	43.1	63.9	44.7
在宅勤務(家にいながら仕事ができる環境)の拡充	36.1	39.5	18.5	39.8	44.7
職場の障がい者に関する理解	61.9	63.2	70.8	66.3	63.2
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	58.8	64.0	63.1	59.0	63.2
職場で介助や援助等が受けられること	27.5	31.6	40.0	28.9	28.9
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	29.2	30.7	38.5	34.9	28.9
企業ニーズに合った就労訓練	17.5	18.4	16.9	19.3	13.2
仕事についての職場外での相談対応、支援	26.8	28.1	30.8	36.1	26.3
職場と家族との連絡調整	23.4	24.6	43.1	24.1	7.9
生活リズムや家計、体調の管理などの相談	35.4	35.1	29.2	43.4	31.6
その他	3.4	3.5	6.2	4.8	2.6

【通園・通学している方】

問35 あなたが、通園・通学する上で困っていることや心配していることはありますか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=50	身体障がい n=7	療育 n=18	精神障がい n=4	難病 n=8
通園・通学の送迎	28.0	28.6	44.4	0.0	37.5
周囲の友だちとの関係	44.0	14.3	22.2	75.0	37.5
先生の指導の仕方	28.0	14.3	5.6	0.0	12.5
通園・通学生活での本人の成長	30.0	28.6	22.2	0.0	12.5
今後の進路について	64.0	71.4	66.7	50.0	62.5
あなたの将来について	62.0	71.4	72.2	25.0	75.0
保育や教育・療育に関する情報が少ない	16.0	28.6	22.2	25.0	12.5
療育・リハビリテーションの機会が少ない	20.0	57.1	27.8	25.0	25.0
費用など経済的な負担	30.0	57.1	44.4	25.0	37.5
その他	4.0	14.3	5.6	25.0	0.0
特に困っていることや心配はない	10.0	0.0	11.1	0.0	12.5

**(5) 障がい福祉サービスの利用についてお聞きします。**

問36 あなたは障がい福祉サービスを利用していますか。

単位：%

	全体 n=327	身体障がい n=123	療育 n=68	精神障がい n=85	難病 n=46
利用している	31.8	31.7	50.0	35.3	13.0
利用していない	68.2	68.3	50.0	64.7	87.0

【問 36 で「利用している」と答えた方】

問37 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。

単位：%

	全体 n=79	身体障がい n=29	療育 n=24	精神障がい n=23	難病 n=3
区分1	5.1	10.3	4.2	4.3	0.0
区分2	10.1	10.3	8.3	21.7	33.3
区分3	10.1	6.9	12.5	13.0	0.0
区分4	8.9	3.4	20.8	0.0	0.0
区分5	7.6	13.8	12.5	0.0	0.0
区分6	7.6	17.2	20.8	0.0	0.0
受けていない	50.6	37.9	20.8	60.9	66.7

## 問38 あなたは、次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えるか。

単位：%

	全体	身体障がい	療育	精神障がい	難病
① 居宅介護（ホームヘルプ）	4.6	7.3	3.8	6.8	2.6
	11.5	20.0	14.6	15.3	7.9
② 重度訪問介護	1.2	3.2	0.0	0.0	0.0
	6.0	12.9	15.2	2.9	2.8
③ 同行援護	2.3	6.2	0.0	0.0	2.6
	6.3	13.8	8.7	2.9	5.6
④ 行動援護	1.6	2.2	5.4	0.0	0.0
	10.9	16.1	22.9	14.3	5.6
⑤ 重度障害者等包括支援	0.8	2.2	0.0	0.0	0.0
	6.0	13.1	13.0	4.3	2.8
⑥ 生活介護	10.5	13.2	33.9	1.4	0.0
	14.8	22.1	40.4	10.0	5.4
⑦ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）	2.8	4.4	3.8	4.1	2.7
	11.5	14.0	11.1	24.6	0.0
⑧ 就労移行支援	2.0	0.0	1.9	5.5	0.0
	14.6	14.3	20.0	27.5	8.6
⑨ 就労継続支援（A型、B型）	15.9	17.9	22.4	26.3	5.4
	26.1	26.7	38.8	44.4	8.6
⑩ 就労定着支援	3.2	2.2	5.6	4.1	0.0
	12.8	12.2	19.6	23.2	5.7
⑪ 療養介護	1.2	2.2	2.0	1.4	2.6
	6.7	11.5	11.4	9.1	5.6
⑫ 短期入所（ショートステイ）	4.3	7.7	12.7	1.4	4.9
	12.3	22.2	31.1	9.1	7.9
⑬ 自立生活援助	2.4	3.4	0.0	2.7	2.6
	8.7	9.9	14.0	16.9	5.4
⑭ 共同生活援助（グループホーム）	6.3	5.6	14.3	6.8	2.6
	11.5	14.5	18.8	17.1	5.4
⑮ 施設入所支援	4.0	8.0	9.6	0.0	0.0
	9.9	17.9	24.4	4.3	2.7
⑯ 計画相談支援	29.0	31.1	57.6	25.7	17.9
	33.2	40.2	57.4	37.1	24.3
⑰ 地域移行支援	1.2	1.1	3.8	0.0	0.0
	7.3	12.0	6.8	9.9	5.4
⑱ 地域定着支援	0.4	0.0	0.0	1.4	0.0
	7.4	12.0	4.5	12.7	11.1
⑲ 児童発達支援	7.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	10.7	6.3	7.1	7.4	2.8
⑳ 医療型児童発達支援	0.4	0.0	0.0	0.0	2.7
	3.6	6.4	7.3	4.5	2.8
㉑ 放課後等デイサービス	9.6	7.1	20.4	2.9	7.7
	13.1	8.8	22.7	3.0	10.5
㉒ 障害児相談支援	13.0	4.8	21.2	1.4	2.8
	14.5	12.5	20.9	10.3	8.3
㉓ 保育所等訪問支援	1.2	1.2	0.0	1.4	0.0
	4.5	5.2	2.4	3.0	0.0
㉔ 居宅訪問型児童発達支援	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	2.7	5.1	2.4	3.0	2.8
㉕ 福祉型児童入所支援	0.4	1.2	0.0	1.4	0.0
	2.7	5.1	2.4	4.4	0.0
㉖ 医療型児童入所支援	0.4	0.0	0.0	1.4	0.0
	2.2	5.0	2.4	3.0	0.0
㉗ 移動支援	4.4	10.3	7.4	0.0	2.6
	15.4	26.5	27.7	13.2	8.6
㉘ 日中一時支援	3.6	3.4	16.7	0.0	2.6
	13.4	17.9	32.6	14.9	5.7
㉙ 訪問入浴サービス	0.8	2.3	0.0	0.0	0.0
	4.8	11.0	6.8	5.9	2.8
㉚ 地域活動支援センター	3.2	1.2	5.8	4.3	2.6
	10.9	12.3	15.6	19.4	5.6

■ 利用している

■ 3年以内に利用したい

## (6) 相談相手についてお聞きします。

問39 あなたは、日常生活で困っていることがありますか。[複数選択]

	単位: %				
	全体 n=324	身体障がい n=119	療育 n=73	精神障がい n=84	難病 n=46
健康状態に不安がある	43.2	40.3	35.6	60.7	43.5
介助者の負担が大きい	8.3	12.6	15.1	9.5	4.3
外出に支障がある	18.2	21.0	20.5	28.6	15.2
住まいに支障がある	7.7	11.8	9.6	10.7	0.0
就労について困っている	13.3	18.5	11.0	27.4	10.9
障がいに対して周囲に理解がない	19.4	17.6	23.3	28.6	8.7
必要な情報を得ることができない	11.4	16.0	9.6	16.7	4.3
困ったときの相談相手がいらない	17.6	18.5	19.2	31.0	10.9
役所などの手続きが難しい	22.2	22.7	26.0	31.0	17.4
近くにかかりつけの病院がない	7.7	10.1	12.3	9.5	13.0
経済的に不安がある	41.0	39.5	38.4	56.0	43.5
趣味や生きがいがない	14.8	17.6	17.8	25.0	2.2
その他	4.3	4.2	6.8	4.8	2.2
特に困っていることはない	24.1	23.5	23.3	11.9	15.2

問40 あなたが困ったときに相談する相手は誰ですか。[複数選択]

	単位: %				
	全体 n=337	身体障がい n=124	療育 n=76	精神障がい n=86	難病 n=47
家族や親せき	78.6	75.0	75.0	70.9	89.4
友人・知人	27.6	33.1	15.8	23.3	42.6
近所の人	1.8	1.6	0.0	1.2	2.1
職場の上司や同僚	11.6	12.9	9.2	9.3	14.9
施設の指導員など	18.1	19.4	43.4	18.6	8.5
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	6.2	9.7	6.6	9.3	8.5
障がい者団体や家族会	2.4	2.4	1.3	3.5	0.0
かかりつけの医師や看護師	30.6	31.5	25.0	45.3	38.3
病院のケースワーカーや介護保険の ケアマネジャー	7.4	10.5	2.6	18.6	8.5
民生委員・児童委員	0.6	0.8	1.3	1.2	2.1
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	5.9	1.6	13.2	0.0	4.3
相談支援事業所などの民間の相談窓口	7.4	4.8	18.4	5.8	2.1
行政機関の相談窓口	5.6	7.3	5.3	7.0	2.1
小山市障がい児者基幹相談支援センター	4.7	7.3	10.5	5.8	4.3
小山市地域生活支援拠点	0.9	0.8	2.6	1.2	0.0
相談する相手がいらない	5.9	7.3	3.9	11.6	2.1
その他	4.5	4.8	5.3	5.8	4.3

## 問41 あなたは、障がい福祉サービスの利用について困っていることはありますか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=261	身体障がい n=99	療育 n=58	精神障がい n=72	難病 n=38
どのようなサービスを利用できるのかわからない	57.9	57.6	48.3	69.4	60.5
利用できる時間や回数が少ない	11.9	13.1	15.5	11.1	10.5
サービス利用の手続きが大変	23.0	29.3	44.8	20.8	21.1
利用者負担について困っている	9.2	12.1	6.9	12.5	13.2
利用したいサービスがない	17.2	18.2	15.5	16.7	15.8
計画相談支援事業所が見つからない	3.1	2.0	3.4	4.2	2.6
その他	14.2	17.2	17.2	11.1	7.9

## 【医療的ケアが必要な方】

問42 あなたは、医療的ケアが必要なことで困っていることはありますか。  
[複数選択（主なもの3つまで）]

単位：%

	全体 n=70	身体障がい n=33	療育 n=12	精神障がい n=22	難病 n=13
訪問看護の利用日数が少ない	2.9	3.0	0.0	4.5	7.7
支援者(家族)がレスパイトできるサービスが少ない	7.1	9.1	16.7	4.5	7.7
通院、通学先が遠い、少ない	22.9	21.2	41.7	27.3	30.8
相談窓口につけられない	5.7	12.1	0.0	9.1	0.0
利用できるサービスが少ない	20.0	24.2	41.7	22.7	7.7
支援者(家族)の同行が必要であり、都合をつけることが大変	15.7	21.2	16.7	27.3	15.4
家族以外の支援者、介助者が少ない	17.1	15.2	33.3	9.1	23.1
特に感じていない	40.0	33.3	25.0	36.4	30.8
その他	5.7	9.1	0.0	4.5	7.7

## 問43 あなたは、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=317	身体障がい n=119	療育 n=71	精神障がい n=80	難病 n=46
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	21.1	19.3	14.1	21.3	30.4
行政機関の広報誌	22.4	23.5	15.5	21.3	23.9
インターネット	37.5	36.1	19.7	33.8	45.7
家族や親せき、友人・知人	23.3	25.2	29.6	20.0	13.0
サービス事業者の人や施設職員	20.8	25.2	40.8	21.3	19.6
障がい者団体や家族会(団体の機関紙など)	5.0	6.7	9.9	5.0	2.2
かかりつけの医師や看護師	24.6	23.5	12.7	38.8	19.6
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	10.4	12.6	8.5	22.5	10.9
民生委員・児童委員	0.9	1.7	2.8	1.3	0.0
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	5.4	3.4	12.7	0.0	6.5
相談支援事業所などの民間の相談窓口	9.5	8.4	15.5	10.0	6.5
行政機関の相談窓口	9.5	12.6	11.3	6.3	4.3
その他	5.0	5.9	7.0	6.3	4.3

問44 あなたは、市役所や事業所・団体等に相談する場合、どのような方法での相談がよいと思いますか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=330	身体障がい n=125	療育 n=73	精神障がい n=86	難病 n=47
電話やFAXでの相談	39.1	38.4	19.2	45.3	51.1
電子メールでの相談	23.9	22.4	11.0	23.3	40.4
自宅を訪問する相談	21.5	22.4	27.4	24.4	17.0
休日や夜間の相談	14.2	17.6	12.3	23.3	17.0
専門性の高い相談	17.9	13.6	17.8	20.9	14.9
定期的な相談	15.8	12.0	23.3	17.4	8.5
身近な地域での相談	12.7	15.2	13.7	18.6	10.6
障がい者やその家族など同じ立場の人による相談	18.5	22.4	24.7	20.9	8.5
どんな相談にも対応できる総合窓口	39.4	42.4	47.9	38.4	27.7
その他	1.5	1.6	2.7	2.3	0.0
特にない	12.4	8.0	15.1	10.5	12.8

問45 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。

単位：%

	全体 n=325	身体障がい n=122	療育 n=70	精神障がい n=84	難病 n=45
利用している	2.8	6.6	1.4	3.6	0.0
利用していない	97.2	93.4	98.6	96.4	100.0

【問45で「利用している」と答えた方】

問46 該当する要介護度はどれですか。

単位：%

	全体 n=9	身体障がい n=8	療育 n=1	精神障がい n=3	難病 n=0
要支援1	33.3	37.5	0.0	66.7	-
要支援2	22.2	25.0	0.0	33.3	-
要介護1	22.2	25.0	0.0	0.0	-
要介護2	0.0	0.0	0.0	0.0	-
要介護3	0.0	0.0	0.0	0.0	-
要介護4	22.2	12.5	100.0	0.0	-
要介護5	0.0	0.0	0.0	0.0	-

## (7) 権利擁護についてお聞きします。

問47 あなたは障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。

単位: %

	全体 n=323	身体障がい n=123	療育 n=73	精神障がい n=82	難病 n=47
ある	33.4	35.8	53.4	46.3	23.4
少しある	22.6	23.6	26.0	22.0	21.3
ない	44.0	40.7	20.5	31.7	55.3

【問47で「ある」、「少しある」と答えた方】

問48 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。[複数選択]

単位: %

	全体 n=178	身体障がい n=73	療育 n=57	精神障がい n=55	難病 n=21
学校・職場	49.4	49.3	49.1	40.0	47.6
仕事を探すとき	26.4	26.0	19.3	43.6	9.5
外出先	36.0	39.7	40.4	40.0	42.9
余暇を楽しむとき	15.7	19.2	24.6	10.9	9.5
病院などの医療機関	16.3	15.1	21.1	20.0	19.0
住んでいる地域	20.2	27.4	24.6	21.8	9.5
その他	7.3	4.1	5.3	7.3	4.8

問49 「障害者差別解消法」についてご存知ですか。

単位: %

	全体 n=319	身体障がい n=122	療育 n=73	精神障がい n=83	難病 n=46
名前も内容も知っている	7.5	12.3	9.6	2.4	2.2
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	19.1	18.9	23.3	14.5	17.4
名前も内容も知らない	73.4	68.9	67.1	83.1	80.4

問50 あなたは、「障がい」に対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思いますか。[複数選択]

単位: %

	全体 n=316	身体障がい n=121	療育 n=71	精神障がい n=81	難病 n=45
進んできている	5.4	6.6	5.6	8.6	2.2
多少進んできている	24.7	26.4	21.1	27.2	20.0
どちらともいえない	60.8	52.9	64.8	55.6	68.9
多少後退してきている	4.4	7.4	5.6	6.2	4.4
後退してきている	8.2	11.6	4.2	9.9	6.7



問51 「障がい」に対する市民の理解を深めるためには、何が必要だと思いますか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=305	身体障がい n=115	療育 n=68	精神障がい n=79	難病 n=44
障がいや障がい者の福祉についての啓発活動	40.7	47.8	44.1	40.5	27.3
障がい者に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援	29.2	33.9	38.2	27.8	25.0
学校等における福祉教育の充実	50.5	39.1	55.9	40.5	65.9
障がい者への就労や生産活動の機会の提供	46.6	47.0	47.1	58.2	34.1
福祉施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進	21.6	28.7	29.4	27.8	18.2
障がい者の地域活動(自治会・お祭り・サークル活動等)への参加機会の促進	25.2	28.7	30.9	26.6	29.5
その他	7.9	8.7	4.4	8.9	6.8

問52 成年後見制度についてご存知ですか。

単位：%

	全体 n=331	身体障がい n=126	療育 n=75	精神障がい n=85	難病 n=47
名前も内容も知っている	32.6	38.9	38.7	25.9	40.4
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	27.2	24.6	30.7	21.2	27.7
名前も内容も知らない	40.2	36.5	30.7	52.9	31.9

問53 あなたは、成年後見制度を活用したいと思いますか。

単位：%

	全体 n=331	身体障がい n=125	療育 n=75	精神障がい n=85	難病 n=47
すでに活用している	2.4	3.2	5.3	3.5	0.0
今は必要ないが、将来は活用したい	28.7	28.8	42.7	31.8	19.1
活用したいとは思わない	21.5	28.0	12.0	23.5	34.0
わからない	47.4	40.0	40.0	41.2	46.8

## (8) 災害時の避難等についてお聞きします。

問54 あなたは、自分の住んでいる地域の避難場所を知っていますか。

単位：%

	全体 n=336	身体障がい n=124	療育 n=76	精神障がい n=87	難病 n=48
知っている	53.0	50.0	39.5	51.7	75.0
知らない	47.0	50.0	60.5	48.3	25.0

問55 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

単位：%

	全体 n=338	身体障がい n=125	療育 n=76	精神障がい n=87	難病 n=48
できる	42.0	38.4	14.5	36.8	62.5
できない	37.3	40.8	60.5	31.0	22.9
わからない	20.7	20.8	25.0	32.2	14.6

## 問56 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

単位：%

	全体 n=330	身体障がい n=121	療育 n=73	精神障がい n=86	難病 n=46
いる	19.1	14.9	20.5	11.6	21.7
いない	44.8	48.8	46.6	58.1	39.1
わからない	36.1	36.4	32.9	30.2	39.1

## 問57 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=328	身体障がい n=119	療育 n=74	精神障がい n=84	難病 n=47
投薬や治療が受けられない	52.1	55.5	39.2	67.9	68.1
補装具の使用が困難になる	5.5	11.8	8.1	4.8	8.5
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	9.5	14.3	14.9	13.1	10.6
救助を求めることができない	22.3	26.9	47.3	19.0	14.9
安全なところまで、迅速に避難することができない	34.8	45.4	58.1	32.1	25.5
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	25.6	29.4	47.3	28.6	10.6
周囲とコミュニケーションがとれない	32.0	32.8	55.4	40.5	10.6
避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	57.9	63.0	66.2	71.4	44.7
その他	6.1	4.2	9.5	6.0	4.3
特にない	11.6	12.6	6.8	6.0	12.8

## 問58 あなたは、災害に対してどのような備えをしていますか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=325	身体障がい n=120	療育 n=74	精神障がい n=84	難病 n=46
日頃から家族で災害時の対応を話し合っている	18.5	19.2	16.2	15.5	30.4
非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている	24.3	26.7	20.3	19.0	19.6
疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている	19.1	26.7	9.5	17.9	28.3
近所の人や知人等に、災害が発生したときの助けをお願いしている	3.7	4.2	4.1	3.6	4.3
小山市災害時要援護者登録名簿に登録している	2.2	5.0	0.0	1.2	6.5
小山市安全安心情報メールに登録している	12.9	11.7	9.5	9.5	34.8
二次避難所(福祉避難所)を把握している	2.5	2.5	2.7	2.4	4.3
地域等で行われている防災訓練に参加している	4.9	4.2	2.7	4.8	6.5
その他	2.2	3.3	4.1	3.6	0.0
特にない	46.2	40.8	52.7	52.4	30.4

問59 新型コロナウイルスの流行に伴い、日常生活を送る上でこれまでに困ったことはありますか。  
[複数選択]

単位：%

	全体 n=273	身体障がい n=103	療育 n=61	精神障がい n=73	難病 n=34
介助者が感染してしまった場合に、まわりに介助を頼める人がいない	20.1	25.2	36.1	27.4	14.7
日中過ごしている場所(会社・福祉施設・学校等)に行くことや通うことができなかった	20.9	14.6	34.4	23.3	11.8
必要な外出(通院や買い物等)ができなかった	28.6	28.2	27.9	28.8	32.4
必要なサービスを受けることができなかった	5.9	7.8	4.9	5.5	2.9
適切な医療的ケアを受けることができなかった	4.8	4.9	3.3	6.8	2.9
自粛をしたかったが、できず不安だった	12.5	13.6	14.8	12.3	17.6
マスクや消毒液等が手に入らなかった	25.3	28.2	13.1	32.9	32.4
人との距離(ソーシャルディスタンス)を保つのが困難だった	16.8	11.7	24.6	19.2	20.6
マスクの着用や手洗い等の感染症予防を行うことが困難だった	12.8	7.8	23.0	13.7	5.9
相談先がわからなかった	15.8	18.4	16.4	27.4	11.8
その他	18.3	22.3	9.8	17.8	20.6

## (9) 相談支援機関についてお聞きします。

問60 小山市障がい児者基幹相談支援センターについてご存知ですか。

単位：%

	全体 n=333	身体障がい n=124	療育 n=74	精神障がい n=85	難病 n=48
名前も内容も知っている	10.8	11.3	16.2	10.6	6.3
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	18.3	21.0	25.7	14.1	18.8
名前も内容も知らない	70.9	67.7	58.1	75.3	75.0

問61 小山市障がい児者基幹相談支援センターを利用したことはありますか。

単位：%

	全体 n=327	身体障がい n=120	療育 n=73	精神障がい n=82	難病 n=47
ある	4.6	5.8	8.2	7.3	2.1
ない	95.4	94.2	91.8	92.7	97.9

【問61で「ある」と答えた方】

問62 利用したことがあるものはどれですか。[複数選択]

単位：%

	全体 n=14	身体障がい n=7	療育 n=5	精神障がい n=6	難病 n=1
障がいに関する総合的な相談	85.7	85.7	100.0	66.7	100.0
障がい者虐待の防止に関する相談	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
障がいを理由とする差別の解消に関する相談	7.1	14.3	0.0	0.0	0.0
成年後見制度の利用支援に関する相談	7.1	14.3	0.0	0.0	0.0
その他	21.4	14.3	0.0	50.0	0.0

問63 小山市障がい児者基幹相談支援センターを今後利用したいと思いますか。

	全体 n=309	身体障がい n=114	療育 n=70	精神障がい n=78	難病 n=45
利用したい	20.1	17.5	30.0	26.9	15.6
利用したくない	8.4	17.5	4.3	6.4	11.1
わからない	71.5	64.9	65.7	66.7	73.3

単位：%

問64 小山市障がい児者基幹相談支援センターについて、どのような支援があるといいと思いますか。

■主な意見

- ・障がいに関する情報やサービスの情報提供に関すること
- ・障がいへの理解の促進（差別の解消など）
- ・障がいのある子どもが通える幼稚園や学校等の案内、進路相談
- ・就労相談
- ・金銭面の支援（相続の相談など）
- ・親亡き後の支援

問65 小山市地域生活支援拠点についてご存知ですか。

	全体 n=330	身体障がい n=125	療育 n=72	精神障がい n=85	難病 n=48
名前も内容も知っている	4.2	5.6	6.9	3.5	0.0
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	15.5	19.2	16.7	8.2	16.7
名前も内容も知らない	80.3	75.2	76.4	88.2	83.3

単位：%

問66 小山市地域生活支援拠点を利用したことはありますか。

	全体 n=325	身体障がい n=120	療育 n=71	精神障がい n=83	難病 n=46
ある	1.8	2.5	5.6	0.0	0.0
ない	98.2	97.5	94.4	100.0	100.0

単位：%

【問66で「ある」と答えた方】

問67 利用したことがあるものはどれですか。〔複数選択〕

	全体 n=5	身体障がい n=2	療育 n=4	精神障がい n=0	難病 n=0
緊急時（家族が急病等により支援ができないなど）の受け入れ・相談	20.0	50.0	25.0	-	-
障がい福祉サービスの体験利用・相談	100.0	100.0	100.0	-	-
その他	0.0	0.0	0.0	-	-

単位：%

問68 小山市地域生活支援拠点を今後利用したいと思いますか。

	全体 n=298	身体障がい n=112	療育 n=67	精神障がい n=77	難病 n=46
利用したい	26.2	25.9	37.3	41.6	21.7
利用したくない	3.0	4.5	0.0	2.6	2.2
わからない	70.8	69.6	62.7	55.8	76.1

単位：%

問69 小山市地域生活支援拠点について、どのような支援があるといいと思いますか。

■主な意見

- ・家事や外出の支援
- ・親亡き後の支援
- ・入院や通院の支援
- ・当事者、家族の相談窓口（愚痴を聞いてほしい、話を聞いてほしいなど）
- ・具体的に何をしているのかわからないのでパンフレット等で情報提供してほしい

問70 あなたは、今後、障がい福祉を充実させるためには小山市がどのようなことに特に力を入れていく必要があると思われますか。[複数選択（主なもの5つまで）]

単位：%

	全体 n=328	身体障がい n=123	療育 n=73	精神障がい n=85	難病 n=47
障がいや障がいがある人への理解を促進するための普及・啓発	45.7	45.5	47.9	52.9	42.6
相談窓口や情報提供の充実	46.3	47.2	38.4	52.9	36.2
ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	15.5	25.2	17.8	10.6	10.6
生活訓練や一時預かりなど福祉サービスの充実(日中活動の場の提供)	17.1	15.4	27.4	14.1	12.8
グループホームなど地域で生活する住まいの場の充実	19.8	18.7	39.7	20.0	14.9
入所施設や病院から地域生活への移行の推進	8.5	8.9	12.3	9.4	6.4
障がいの早期発見・早期療育体制の充実	15.2	7.3	12.3	15.3	8.5
障がいの状況に応じた適切な保育、教育の充実	17.4	11.4	17.8	11.8	17.0
スポーツやレクリエーション、文化活動などの社会参加活動の推進	10.4	13.8	15.1	7.1	8.5
就労に向けた支援の充実と雇用の促進	31.1	28.5	28.8	36.5	34.0
市内企業、公共機関の障がい者雇用の促進	16.5	22.0	13.7	20.0	14.9
健康管理、医療、リハビリテーションなど保健・医療の充実(医療費の軽減、障がいの早期予防)	31.1	32.5	19.2	36.5	40.4
道路や建物などの段差を解消するなど安全で快適な街づくりの推進	14.6	26.8	9.6	5.9	23.4
安心して住める住宅の整備(住宅のバリアフリー化、障がい者に適した市営住宅の確保)	14.9	23.6	16.4	10.6	14.9
外出支援の充実や交通機関等の整備(移動手段の確保)	17.4	20.3	15.1	20.0	19.1
差別の解消や権利擁護の推進(障がいを理由とする差別の解消の推進、障がい者虐待の防止)	19.2	17.9	19.2	22.4	14.9
コミュニケーション支援の充実(手話通訳、要約筆記者の派遣など)	3.4	4.1	1.4	3.5	0.0
当事者や家族へのカウンセリングの充実	16.5	5.7	13.7	15.3	14.9
ピアカウンセリングの充実	5.2	3.3	2.7	9.4	2.1
災害等の非常時の情報提供・避難体制の整備	17.4	17.9	20.5	12.9	17.0
その他	4.0	3.3	6.8	2.4	2.1

## 資－6 用語解説

### あ行

#### ●ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technologyの略。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく通信技術を利用したサービスなどの総称。

#### ●移動支援事業（いどうしえんじぎょう）

屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う。

#### ●意思疎通支援事業（いしそつうしえんじぎょう）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。

#### ●医療的ケア（いりょうてきけあ）

吸引、注入、導尿などの医療的な行為。吸引とは、電動又は手動の吸引器で、口腔や鼻腔などの痰や鼻汁、唾液などの分泌物を吸引すること。注入とは、呼吸障がい、摂食障がいなどがある人に、経管による栄養及び水分、薬液の注入を行うこと。導尿とは、排尿困難のある人に対して、尿道からカテーテルを挿入し、排尿することをいう。

#### ●インクルージョン（いんくるーじょん）

社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うという理念。

#### ●NPO（えぬぴーおー）

Non Profit Organizationの略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。

### か行

#### ●基幹相談支援センター（きかんそうだんしえんせんたー）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。

● **共同生活援助（きょうどうせいかつえんじょ）**

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、その他の日常生活上の援助を行う。

● **居宅介護（きょたくかいご）**

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。

● **居宅訪問型児童発達支援（きょたくほうもんがたじどうはったつしえん）**

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を行う。

● **グループホーム（ぐるーぷほーむ）**

地域社会の中の住宅で、共同で生活を営む知的障がい者や精神障がい者に対し、食事の提供や金銭管理の援助など、日常生活上の援助や相談などを行うサービス。

● **計画相談支援（けいかくそうだんしえん）**

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者につき、障がい者の心身状況等を勘案し、利用する障がい福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障がい福祉サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行う。

● **高次脳機能障がい（こうじのうきのうしょうがい）**

交通事故等による頭部外傷や脳血管疾患などにより、脳に損傷を受けると、運動機能や感覚機能だけでなく、言語、思考、記憶、行為、学習、注意など高次の精神機能の低下や喪失が生じる障がい。

● **行動援護（こうどうえんご）**

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。

**さ行**

● **施設入所支援（しせつにゅうしょしえん）**

施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。

●**児童発達支援センター（じどうはったつしえんせんたー）**

主に未就学の障がいのある児童又はその可能性のある児童に対し、個々の障がいの状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援を行う施設。また、地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障がい児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行う。

●**社会資源（しゃかいしげん）**

社会的ニーズを充足する様々な物資や人材の総称。社会福祉施設、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材など。

●**重症心身障がい（じゅうしょうしんしんしょうがい）**

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態。

●**重度障害者等包括支援（じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん）**

常に介護を要する障がい者（障害支援区分6）等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助のサービスを包括的に行う。

●**重度心身障がい（じゅうどしんしんしょうがい）**

障がいの程度の重い人のことで、概ね身体障害者手帳2級以上、療育手帳A以上を指す。

●**重度訪問介護（じゅうどほうもんかいご）**

重度（障害支援区分4以上）の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護が必要な人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

●**就労移行支援（しゅうろういこうしえん）**

就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。



● **就労継続支援A型（しゅうろうけいぞくしえんえーがた）**

企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。

● **就労継続支援B型（しゅうろうけいぞくしえんびーがた）**

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。

● **就労選択支援（しゅうろうせんたくしえん）**

障がいをお持ちの方に対し、ご本人の希望や能力に合わせた就労先の選択を支援し、関係機関との橋渡しを担う。

● **就労定着支援（しゅうろうていちゃくしえん）**

一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言などを行う。

● **障害支援区分（しょうがいしえんくぶん）**

障害者自立支援法で定める障がい福祉サービスを利用する際の必要な区分。市又は市が委託した相談支援事業所が区分判定の調査を行い、その結果を基に市の審査会にて障害支援区分を認定する。

区分は介護の必要度により、1から6までの6段階に分けられる。

● **障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）**

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定し、平成28年4月1日から施行された。

● **障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）**

障がい者の身体障がい・知的障がい・精神障がい・難治性疾患がある人に対する福祉サービスの一元化や利用者負担などを定めた法律。平成18年4月に障害者自立支援法として施行。平成25年4月に改正法として障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）が施行された。

● **障害保健福祉圏域（しょうがいほけんふくしけんいき）**

各市町村域でのサービス提供が難しいと判断される課題に対応するため、県が複数市町村での広域的な対応を促進するために設定した圏域。

栃木県には、宇都宮、県西、県東、県南、県北、両毛の6つの障害保健福祉圏域があり、そのうち本市は県南障害保健福祉圏域に属する。

● **自立訓練（機能訓練）（じりつくんれん・きのうくんれん）**

身体障がいのある方又は難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。

● **自立訓練（宿泊型）（じりつくんれん・しゅくはくがた）**

知的障がい又は精神障がいのある方、難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設等の居室などの設備を使いながら、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間や休日に家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談などの支援を行う。

● **自立訓練（生活訓練）（じりつくんれん・せいかつくんれん）**

知的障がい又は精神障がいのある方に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。

● **自立生活援助（じりつせいかつえんじょ）**

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問（助言や医療機関等との連絡調整）や、利用者からの相談・要請に応じた随時の対応（訪問、電話、メール等）により必要なサービスを行う。

● **身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）**

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの等級は1級から6級までである。最も程度の重い等級が1級で、最も軽い等級が6級であり、障がいを複数もつ場合は、各部位に対して個別に等級がつき、その合計で手帳等級が決定される。

障がいの種類は、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障がいがある。障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

● **生活介護（せいかつかいご）**

障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

●**精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）**

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの等級は1級から3級までである。障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有するものと定義される。

●**成年後見制度（せいねんこうけんせいど）**

知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分とされる人々を対象に、契約を結ぶ時の支援や財産の管理等、権利を保護する援助者（成年後見人）を選ぶことで、法的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類がある。

●**成年後見制度利用支援事業（せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう）**

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

●**相談支援事業（そうだんしえんじぎょう）**

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。

<b>た行</b>
-----------

●**短期入所（たんきにゅうしょ）**

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。

●**地域移行支援（ちいきいこうしえん）**

障がい者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行う。

●**地域活動支援センター事業Ⅱ型（ちいきかつどうしえんせんたーじぎょうにがた）**

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことに加えて、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う。

●**地域活動支援センター事業Ⅲ型（ちいきかつどうしえんせんたーじぎょうさんがた）**

障がい者及び障がい児を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行う。

●**地域生活支援拠点（ちいきせいかつしえんきよてん）**

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備するもの。

●**地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）**

地域の実情に応じて、相談支援や日常生活用具の給付、移動支援などの生活をサポートする事業。必須事業と任意事業に分けられる。

●**地域定着支援（ちいきていちゃくしえん）**

単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。

●**知的障がい者（ちてきしょうがいしゃ）**

18歳までの発達期に、一般的な知的機能の明らかな遅れが認められる知的障がいを持つ人。（行政政策上ではIQ75以下のものを知的障がいという）。

●**同行援護（どうこうえんご）**

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を行う。

**な行**

●**内部障がい（ないぶしょうがい）**

内部障がいは内臓機能の障がいであり、身体障害者福祉法では6種類の機能障がい定められている。最も多いのは心臓機能障がいであり、続いて、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、呼吸器機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がいとなっている。

●**難病（なんびょう）**

平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、難病は「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と規定されている。

また、難病の定義に該当する疾病のうち、医療費助成の対象となる「指定難病」は令和5年4月1日現在、338疾病となっている。

●日常生活用具給付等事業（にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう）

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。

は行

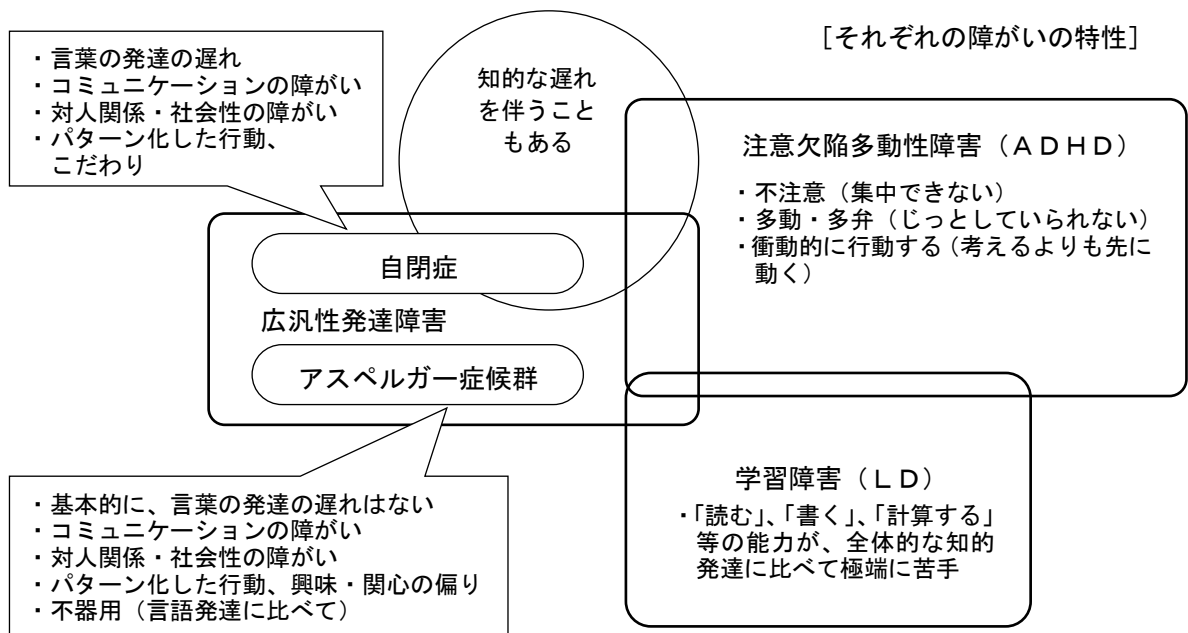
●発達支援（はったつしえん）

発達支援とは、発達障がい者（発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、発達障がい者のうち18歳未満のものを発達障がい児という）に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障がいの特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

●発達障がい（はったつしょうがい）

発達障害者支援法における発達障がいとは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義している。

発達障がいは、法で定義される個々の障がいが重複して表れるケースのほか、知的障がいを含むケースもあり、それぞれに応じた対応が必要となる。



● **バリアフリー（ばりあふりー）**

障がいのある人や高齢者等が社会参加する際、障壁となる物理的なバリアや社会的・制度的なバリアを解消するための取り組みをいう。

また、バリアが解消された状態のことをいう。

● **福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）**

授産施設や小規模作業所等の施設での生産活動に参加することを目的として行う就労のこと。施設と障がいのある利用者の間での雇用関係はない。利用者負担あり。

● **ペアレントトレーニング（ペアれんととれーにんぐ）**

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。当初、知的障がいや発達障がいのある子どもを持つ家庭向けに開発されたが、現在は幅広い目的や方法で展開されている。

● **ペアレントプログラム（ペアれんとぷろぐらむ）**

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みを持つ多くの保護者に有効とされている。

● **訪問入浴サービス事業（ほうもんにゅうよくさーびすじぎょう）**

単身では入浴が困難な重度身体障がい者及び重度身体障がい児に対し、定期的に訪問入浴サービスの提供を行う。

や行

● **ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）**

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

● **要配慮者【災害時】（ようはいりよしゃ）**

一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

● **リハビリテーション（りはびりてーしょん）**

病人、あるいは障がいを受けた者に対し、その機能を最大限に回復させると同時に、機能の低下や損失、怪我や病気の場合に、精神的・身体的な快適さを得られるよう援助するための、医療的、心理的、社会的、職業的な処置の総称的概念。

● **療育手帳（りょういくてちょう）**

知的障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。障がいの等級は各都道府県により異なり、栃木県では「A1」、「A2」、「B1」、「B2」の4段階に分けられる。

● **療養介護（りょうようかいご）**

医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。

**第7期小山市障がい福祉計画及び  
第2期障がい児福祉計画**

令和6年3月

発行：小山市

編集：小山市 保健福祉部 福祉課

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

TEL：0285-23-1111（代表）

URL：<https://www.city.oyama.tochigi.jp/>